

「復元」された測量と近世山論絵図

——北摂山地南麓地域を事例として——

鳴 海 邦 匡

【要約】 十八世紀後期における小物成山の利用を巡る訴訟過程で、摂津国豊嶋郡の村々が立会絵図を測量図として作製することになった。大坂町奉行所での指示を受け、村々は隣村の職業絵師を雇ったうえ、まず論所の現地調査を行っている。その後、村役人らの手により一七八三年からの三年で計二十四日間かけて実施された論所の測量は、「小丸」と称される磁石方位盤などを用い測量地点間毎に距離と方位を測り進むものであった。この測量は、論山の山裾付近、山の周囲、山内の順に作業が進められ、それは計二十五ヶ所の測量区間で約二十八キロにもおよんでいる。特に山内を「立縄」や「横縄」と称して縦横に実施した測量は特徴的であり、論山内の位置付けと絵図の正確さを向上させるための役割を果たしていた。これらの作業を村役人や絵師が担っていたことは、当該期における地図測量技術の農村社会への広がりを示すものであり、地図作製の実態を知る貴重な資料となっている。

史林 八五巻五号 二〇〇二年九月

一 は じ め に

1 研究史と問題の所在

日本においては、近世も含め時代を通じて実に多くの種類の地図資料が作製されており、これらを理解する試みは様々

な分野で、そして様々な視角により現在盛んに議論されている。それらの議論は、対象とする時代の地図が如何なる社会や制度において、どのようにして作製されたのかをまず史料批判として検証することが基本的な作業として要求される。

特に作製を巡る技術的な問題は、地図の表現を直接規定する重要な要素の一つとして挙げられる。しかし、その重要性にも関わらず、特に近代以前の絵図に注目した場合、この種の研究の蓄積は相対的に少ないばかりか偏りも認められ、充分なものとはなっていない。例えば、権力側の大規模な事業として作製されたもしくはその関与の程度の強い広域図などや、当時の技術書を対象とした研究の蓄積^①に比べると、在地において作製された小地域の絵図については、資料の多さに反して議論が乏しいという状況である。今後、近世絵図を対象とした議論をさらに展開するうえにおいては、より多くの事例を通じて在地社会まで含めた絵図作製技術、つまり地図測量や作図技術の実態やその広がり进行を明らかにする研究を充実させる必要があるといえる。こうした地図測量技術の検証は、近世村の経営全般に関わる測量技術、例えば検地や土木工事などの技術的側面を理解する一助になるものとも考えている。

本稿において対象とした近世山論絵図とは、山野の境界や利用を巡り争われた論所の訴訟過程で作製された地図を指す。論所裁判における訴訟過程の各段階には、論所を描く絵図の作製や手交が制度として設定され、絵図を争論における有力な証拠資料と位置付けていた。今回検討した地域の周辺における山論絵図の中には、近世中期以降になると明確に測量の実施を示す表現形式や言葉を持つ事例が確認されるようになる。例えば、享保五（一七二〇）年六月に在地より提出された立会絵図を用い翌年六月に大坂代官鈴木九太夫が裁許（裏書）絵図として手交した「南田原村・北田原村山論裁許絵図」^②は、立会絵図の裏書文中に「町見縄引絵面」と測量の実施を記し、作製した絵図の正確さをその技術的背景より明示している。そして論山周囲や境界筋を対象に距離と方位の測量（盤針術）を行った結果、この絵図の山地表現は、仰見図的な形式ではなく、平面図的な投影図法として尾根や谷筋を段形式的に色分けする形式を表すものとなった。このような特徴を持つ山論絵図は、作製段階で幕府など公儀権力との関係の強いものに多く、測量技術を背景とした境界を巡る論所

裁判とその図化を通じて、測量行為の政治性という側面を示している。^④ これらの性質上、山論絵図は、数多い村絵図類の中でも高度な作製技術が要求された部類の図であったと考えられ、付帯する文献資料の多さとともに、在地における地図測量技術の蓄積を理解するうえにおいて有効な資料となっている。

その認識から、著者は先に近世中期の北摂山地南麓における山論絵図を対象に、測量帳などの文書史料を参照し、小地域の絵図作製技術に関する測量技術の検討を試みた。^⑤ そして、その測量技術は当時「廻り検地」法と称される検地技術であったこと、「小丸」と呼ばれる磁石方位盤を用いて方位角度を測り、距離数や傾斜角度も計測して、これらのデータなどをもとに山地における絵図を作製したことを明らかにした。ただし、その議論は技術的な内容に限定したものであったことから、測量の当事者は誰なのか、どのようにして作業が実施されたのかなど、具体的な地図測量の作業過程や内容を検討できなかった。

このような視点から先の議論の不足を補うため本稿では、近世中期の山野争論の際に作製された立会絵図と付帯する測量帳や日記を対象として、測量行為の実態の復元を試みることにした。それは、当事例における絵図作製技術を復元するとともに、それに関与した人々を明らかにし、それぞれの役割を示すものである。立会絵図の作製において、測量作業に関わる人を通してその行為を具体的に検討することは、近世在地社会における技術や知識の蓄積を明らかにするのみならず、絵図作製者の対象への意識や見方の一端を示すことにもなる。こうした視角からの議論は、主題図としての山論絵図を作製するうえで、何を測量の対象とし、そのために誰がどのような技術を用いて測量するのか、つまり強調と省略という多様な描写対象の選択の基準を明らかにすると同時に、当時の技術的限界を指摘することになると考えている。

2 対象地域の概観および山論の経緯

今回検討する地域は、大阪府池田市のうち、箕面市に隣接した市域東側の畑地区を対象とする。論所となる字本庄裏山

(以下裏山)と、その南方の同前山(以下前山、両山を指す場合は本庄山)は北摂山地に連なる五月山の東方に位置し、近世初期より畑村(摂津国豊嶋郡麻田藩領)を山元として周辺村々が山野資源(松木・柴草)を入会利用する山であった。^⑥この裏山では、延宝六(一六七八)年三月十一日に尼崎藩主青山氏の担当のもと検地が実施され、前山とともに畑村山野は高外地の税の対象地である小物成所として代官支配地に編入された。^⑦その検地帳によると、裏山は一二四町八反三畝十歩の芝山(一〇七〇×三五〇間・年貢定米三石)、前山は八町六反三畝十歩の柴山(三七〇×七〇間・年貢定米一石三斗)と地目を区別し表記されている。この前山は畑村の内林(松林や松山と表記)であるとともに、一部を複数村の林野資源(松木・下草)の利用に提供しており、その利用を巡って元禄年間に争論が発生した。^⑧

一方、裏山では近世中期の度重なる用益権争いを通じ、山野資源の利用が次第に規定されていく。享保年間に東方の牧(落)村(摂津国豊嶋郡旗本青木氏知行)の者が裏山内の新開(七町歩)を幕府巡見使へ願い許可されたことに對して畑村は同様の願いを出し、そのほか裏山を入会利用する村々も用益(芝草の下刈りなど)の減少を恐れ反対した。結局この地の開発は失敗し、享保十六(一七三二)年に才田村(摂津国豊嶋郡幕府領)と尊鉢村(同国同郡旗本渡辺三氏知行)へ「芝山」の宛山として譲渡、その年貢米(一斗六升八合)を両村が引き継いだ。一方畑村内では、本庄山の利用に際して山株を設定し、山野資源の管理強化を試みたことが認められる。その後、寛延二(一七四九)年・宝暦十一(一七六一)年と本庄山における年貢定米の増米が決定され、それは芝山とされた裏山の林地化(小松・松木山三町歩)を主な要因とするものであった。宝暦期の年貢増米は、京都代官(小堀教馬)の小物成地巡見によるもので、巡見に際し畑村より京都代官所へ宝暦九(一七五九)年四月に絵図(以下宝暦図)^⑨が提出されている。この巡見時には、京都代官所の役人らも本庄山の絵図(以下明和図)^⑩を作製しており、その控が明和三(一七六六)年八月に畑村へ手交された。

今回検討する争論は、小物成地である裏山の松木伐採を巡り畑村と才田・尊鉢村が天明二(一七八二)年頃から対立し、翌年二月五日の才田・尊鉢村(訴訟方)による大坂町奉行への提訴を受けて山論に発展したものである。^⑪その論点の一つ

は、前山と裏山との境界筋の認識の相違によるもので、相手方の畑村は訴訟方の主張より北部に境界筋が位置すると理解していた。そして、大坂町奉行所で論所を対象とした立会絵図の提出が指示され、両者で立会絵図（以下天明図^⑧）を作製することとなり、天明七（一七八七）年十二月十一日に完成し提出した。山論の解決は、勘定奉行支配普請役秋月嘉一郎の小物成地巡見などの影響を受けて遅れるものの、双方の吟味や現地調査を経て、提訴から九年目の寛政四（一七九二）年六月に内済をもって成立した。その際、大坂城代や大坂町奉行に願い手交された絵図（以下寛政図^⑩）を用い内済証文を作製している。この寛政図は、裏書に記された作製の経緯などから、裁許絵図ではなく検使により作製された分検絵図の形式に近い図であると考えられる。それは、図面の余白に「此色双方申口本庄前山同裏山境目」とする色分凡例を配し、訴訟方と相手方の主張する境界筋の何れもを描くことにも示される。和談の内容をみてみると、まず前山と裏山の境界筋については、寛政図の図面に双方の境界筋を描くが、両山の塗り分けられた内容から判断して畑村側の主張を採用したことが認められる。また、裏山のうち新開地七町歩に続く北東南側の芝山（九町歩程）は才田・尊鉢村、松木の生える地域は畑村の利用地とし、このほか八ヶ村の入会利用も存続させるなど、和談の内容は争論に関与した村々の利益をそれぞれ確保するものであった。さらに山の管理についても、境目道や境界杭の設置、利用法などを細かく設定した。それらの位置関係は、付帯する文献資料とともに、寛政図に明示することにより共通の認識を形成することが試みられている。

① 例えば、安里進「近世琉球の地図製作と戦前作製の琉球諸島地形図」（『大正・昭和 琉球諸島地形図集成』解題、一九九〇）三五―四七頁。小林茂・佐伯弘次・磯望・下山正一「福岡藩の元禄期絵図の作製方法と精度」（小林茂・磯望・佐伯弘次・高倉洋彰編『福岡平野の古環境と遺跡立地——環境としての遺跡との共存のために——』九州大学出版会、一九九八）二五九―二七四頁。木金敬蔵「江戸初期の紅

毛流測量術」地図三六―四、一九九八、一五―二三頁。木金敬蔵「愛媛県松野町に伝わる十七世紀作成の地形模型について」地図三一―一、一九九三、二七―三三頁。川村博忠「近世絵図と測量術」古今書院、一九九二、三〇六頁。深井甚三「図翁 遠近道印 元禄の絵地図作者」桂書房、一九九〇、三三三頁。山田叔子「姫路市熊谷家文書『國圖要録』全——寛文四年上野国絵図作製覚帳——」双文七、一九九〇、

- 四七～九六頁。高樹文庫研究会「トヨタ財団助成研究報告書 石黒信由遺品等高樹文庫資料の総合的研究——江戸時代末期の郷紳の學問と技術の文化的社会的意義——第二輯」高樹文庫研究会、一九八四、一八二頁。矢守一彦「江戸前期測量術史刳記」日本學報三、一九八四、一三五頁。保柳睦美編著『伊能忠敬の科学的業績——日本地圖作製の近代化への道——改訂版』古今書院、一九八〇（初版一九七四）、五一頁。松崎利雄『江戸時代の測量術』総合科学出版、一九七九、三二四～vi頁。矢守一彦「御次御用金沢十九枚御絵図」とその作製過程について」人文地理三一、一九七九、七七～八八頁。Philip C. Brown, 'A Case of "Failed" Technology Transfer—Land Survey Technology in Early Modern Japan—', *Senri Ethnological Studies* 46 (March 1998), pp.83-97.
- ② 鳴海邦匡「近世山論絵図の定義と分類試論——北摂山地南麓地域を事例として——」歴史地理学四四・三、二〇〇一、一～二二頁。
- ③ 南田原自治会（兵庫県川辺郡猪名川町）文書『南田原村・北田原村山論裁許絵図』享保六年六月、同蔵。
- ④ 例えば、J・B・ハリー「地圖と知識、そして權力」（D・コスグローブ、S・ダニエル共編、千田稔・内田忠賢監訳『風景の圖像学』地人書房、二〇〇二）三九五～四一頁。横山伊徳「一九世紀日本近海測量について」（黒田日出男、M・E・ベリ、杉本史子編『地圖と絵図の政治文化史』東京大学出版会、二〇〇二）二六九～三四四頁。D. Busseret ed., *RURAL IMAGES, estate maps in the Old and New Worlds*. The University of Chicago Press, 1996, 184p. D. Busseret ed., *MONARCHS MINISTERS AND MAPS. The Emergence of Cartography as a Tool of Government in Early Modern Europe*. The University of Chicago Press, 1992, 189p.
- ⑤ 鳴海邦匡「近世山論絵図と廻り検地法——北摂山地南麓における事例を中心に——」人文地理五一・六、一九九九、一九～四〇頁。
- ⑥ 池田市史編集委員会編『新修池田市史 第二卷 近世編』池田市、一九九九、七三九～二四頁。以後も同書を参照した。ほかに、奥村家（畑地区）文書『山論口書留』、天明九（一七八九）年二月十九日、池田市立歴史民俗博物館蔵（以下略）。同『山論下濟為取替證文之寫』、寛政四（一七九二）年六月。岸本家（畑地区）文書『山論書物』、年欠、同蔵。なお、畑村集落は本庄山南方に位置していた。
- ⑦ 奥村家文書『摂州豊嶋郡畑村開方并御小物成所検地帖』、延宝六年三月十一日。
- ⑧ 岸本家文書『取替し申一札之事』、元禄五（一六九二）年六月三日、同蔵。
- ⑨ 西畑町内会（畑地区）管理文書『畑村本庄山小物成絵図』、宝暦九年四月、同蔵。
- ⑩ 岸本家文書『摂津国豊嶋郡畑村御小物成場絵図』、明和三年八月、同蔵。
- ⑪ 奥村家文書『乍恐御訴訟同返答』、天明三（一七八三）年二月。なお、才田・尊鉢村は畑村の南南西方向に位置していた。
- ⑫ 前山と裏山の境界について、訴訟方は「本庄前山同裏山之境東手而ハ字さんがい裏谷中程登ハ字鳩ヶ頭西手ニ而ハ字本庄塚と申谷間迄一円裏山と相心得候」、相手方は「東手者字東ハケ圖木中程ニ而ハ字見返し谷西手ニ而者字三ツ石と申処迄見返し北手者山を裏山と相心得候」とそれぞれ認識していた。前掲⑥『山論下濟為取替證文之寫』より。
- ⑬ 岸本家文書『〔字本庄裏山論所立会絵図〕』、天明七年十二月、同蔵。
- ⑭ 西畑町内会管理文書『〔本庄山山論和談済口絵図〕』、寛政四年六月、



図1 天明三年『老番 分検間数日記』より三丁裏、奥村家文書

注) 天明4年2月7日に実施した石澄川筋の測量の終了と、天明3年9月23日に実施した前山南端部の測量の開始した区間を記す。割判の左には「是の才田尊鉢村有姿付紙致ス縄引」と記し、そこから「西の／菅ばん／一、拾六間／西池田山境目の西福庵地東角迄」と1番以下の測量データを表記する。この区間は、才田・尊鉢村による測量の実施と図化の要求に対して、大坂町奉行所での審議を受け、絵図に描かず「付紙」とすることが決定されている。

同蔵。この他、小山家文書および東畑実行組合文書中にも同様の絵図を確認することができる。
 ⑮ 前掲⑭のほか、奥村家文書『差上申済口之事』、寛政四年六月十七

二 対象とする資料の概要

1 日記

日。

⑯ 奥村家文書『才田尊鉢為取替證文之写』、寛政十（一七九八）年四月。小山泰夫家文書『為取替一札之事』、同、同蔵など。

本山論に関連する日記として、『山論掛合覚日記』（天明三（一七八三）年）と『山論一件之日記』（天明四（一七八四）年）（以下日記）の二点が認められる。① 何れも畑村側（西畑村年寄新兵衛の執筆か）の作成した日記帳で、現在のところ関係地域内でほかに同種の資料は確認されない。資料形態は横帳で、紙こよりで綴じられる。その記載内容は事柄のみを淡々と記すもので、他村も含めた関係者名も数多く列記することから、日記の内容は事実在即すと判断できる。その内容は、畑村と才田・尊鉢村による争論の調整内容、訴訟過程における幕府や領主役人との交渉や周辺地域との関わりなど、畑村役人の動向を中心に山論を巡る日々の出来事を主に記すほか、立会絵図作製に関する測量の経緯や絵師の雇用についても記述される。そして記載する期間は、天明三年一月二十日から

表1 本庄山測量データ表

年	月日	測 量 箇 所	測 量 経 路	測量距離	測点	距離平均(小～大)	資料
天	8/24	順礼道筋を西方へ(①順礼道筋筋石積川を西行, ③順礼道東西)。	石住川土橋西詰(1)～大谷川石橋東詰～池田堀堀切川(2)。	626間(1138m)	15点	44.7間(20～50間)	①/③
		北方の本庄前山南西部方へ(①川東堀りを行上ル, ②調山谷谷上へ行, ③西側大通り・前山之分)。	順礼道ヲ池田堀堀切川(2)～谷端ヲ山裾～調山谷筋此縄西原谷東へ山際へすじかい, 市郎兵衛山裾廻り西へ(3)。	289.4間(526m)	13点	24.1間(11～84間)	①②/③
明	8/25	本庄裏山西側境界筋を北方へ(③裏山之分)。	大津わ山南原東ノ角谷西へ行才田尊鉢之裏山目印ノ松(3)～高山道～中細大谷南原ノ上ノ三ツ石～築風道通し松木山草場境目～七町歩新聞ノ西定杭(4)。	1016間(1847m)	33点	31.8間(4～56間)	②/③
三	8/26	本庄裏山西側境界筋を北方へ, 本庄裏・箕面・細郷山三ツ境目迄。	七町歩新聞ノ西定杭(4)～新聞ノ(北)定杭～三ツ合とがりに付(5)。	1002間(1821m)	27点	38.5間(16～52間)	
年	9/22	石澄川筋を北方へ(①石積順礼道橋杭今川筋を行, ③東側大通り・順礼谷石住川ヲ北へ上ル)。	川中ヲ土橋ノ北(1)～新稲領掛道(7)。	198間(360m)	14点	15.2間(7.5～24間)	①/③
	9/23	本庄前山裾の御料私領境付近を東方へ(①才田尊鉢有姿付紙致ス縄引, ③前山裾通り)。	西池田山境目(6)～西福庵地東角～大谷川ノ中～天神前山道～吉祥庵ノ裏ノ西手～御下屋敷山ノ前原角～右橋一ノ井出(8)。	1072間(1949m)	76点	14.3間(3～38間)	
天	2/7	本庄前山・裏山東側境界石澄川筋を北方へ(②一ノ出谷奥へ行, ③右之川筋)。	新稲領掛道(7)～一ノ井出(8)～山道川筋北へ～一ノたき～三ノ瀧所才田尊鉢三岩見覚(新稲三ツ石)～三ノ瀧(9)。	428間(778m)	22点	20.4間(4～47間)	①②/③
	2/8	本庄裏山東側境界石澄川筋を北方へ。	三ノ瀧ノ屑(9)～(畑村)見通し～底池ノ東際(みろく池ノ下)(10)。	307間(558m)	17点	19.2間(5～43間)	
明	2/26	本庄裏山東側境界筋を北方へ(②池ノ東堀りへ上ル, ③みろく池ノ東原谷北へ上ル)。	(10)～池ノ底東ノ麓ノ尊谷一ばんノ杭(四嶋山境目杭)～新池ノ終～箕面山境三ツ合(5)。	886間(1611m)	27点	34.1間(7～52間)	②/③
	3/23	訴訟方の主張する本庄前山・同裏山境界筋を東方へ(②才田尊鉢手印西大津わ谷東へ行, ③西畑村谷山道ヲ大倒輪山之印木谷東へ打出ル)。	大津わ東ノす(3)～本莊塚東原～宮山へ見通しはえきわ～鵜ヶ頭峠道(11)。	252間(460m)	11点	25.3間(4～75間)	
四	3/24	3/23の続き, 境界筋を東方へ。	鵜ヶ頭峠道(11)～黒岩ノ谷川ノ千之瀧(12)。	394間(716m)	32点	12.7間(4～100間)	②/③
	3/25	3/24の続き, 測定の改め(③改)。	(12)～たぬき穴谷川(13)。	180間(327m)	5点	45間(6～105間)	
年	3/25	西谷川筋を北方へ(②西谷川筋眠谷池迄行, ③立縄一番)。	市右衛門谷ヲ北(14)～才田尊鉢ノ見通シニ当ル留ノ堤へ川ヲ越道渡所(是ヲ論所)～奥ノ畑渡所(17)。	227間(413m)	14点	17.5間(5～30間)	②/③
	3/28	相手方の主張する本庄前・裏山境界筋を東方へ(②西三ツ石谷 是ヲ畑村見通し, ③畑村見極境目)。	西ノ三ツ石(15)～東藤八松～高山道～本庄塚松～東ノ峠ノ上池(16)。	592.5間(1077m)	19点	32.9間(8～105間)	
天	4/1	3/28の続き, 境界筋を東方へ石澄川迄。	(16)～東藤八松～東川(19)。	133間(242m)	15点	9.5間(2～26間)	②/③
	4/1	3/25の続き, 西谷川筋を北方へ。	奥ノ畑渡所(17)～眠谷池樋落(18)。	103間(187m)	11点	10.3間(3～22間)	
天	1/23	本庄裏山を西側境界筋より真東へ東側境界筋まで(③横縄一番)。	七町歩南ノ杭筋山道(4)～是迄草場～みろく池ノ堤共東ノヨケ(10)。	333間(605m)	12点	30.3間(9～61間)	③
	2/7	本庄前山・同裏山内を山裾より北方へ(③たつ縄四番)。	東峠ノ道筋ヲ東畑村土手打上ル内するへの池(20)～谷川～新堤～才尊見通し～是がぜんかいノ裏通ヲ行～東峠松ノ下東西へ小道ノ辻(21)。	470間(854m)	31点	15.7間(6～39間)	

天 明 五 年	2/13	本庄裏山を西側境界筋より真東へ東側境界筋まで（③横縄二番）。	七町歩北ノ定杭(22)が百十四間南ニ而山道谷打～中池ノ中程～(23)。	359間(653m)	20点	18.9間(6～41間)	③
	2/14	本庄裏山・同前山を西側境界筋より南方の山裾へ（③たつ縄二番）。	高山道ト峠道ノ出合ノ辻(24)～畑村見通し松～峠松～才尊見通し松（鳩ヶ頭）～天神(25)前土手迄北池ノ端。	826間(1502m)	46点	18.4間(6～51間)	
	2/15	本庄前山西側を北東方へ（③たつ縄三番）。	大倒輪山ノ峠(26)～丑寅へ～高山道ト峠道トノ出合(24)。	503間(914m)	6点	100.6間(36～150間)	
	2/23	本庄前山・同裏山内を山裾より北方へ（③立縄六番）。	西畑村西福庵ノ上(27)～山道ヲ大谷ノ方へ～東西ヘノ道辻～才尊見通しノ谷筋～大倒輪山才尊見通し松～龍池ノ終リ～上ノ土砂止メ～高山道へ出ル辻(28)。	488間(887m)	34点	14.8間(3～42間)	
		本庄前山・同裏山内西部の草場周囲（③高山道が西木部領境草場ノ圍）。	池田領境(29)～畑村見通し松～中河原境与高山道ト出合(30)。	374間(680m)	15点	26.7間(8～50間)	
	2/24	本庄裏山の西側境界筋を真東へ東側境界筋まで（③横縄三番）。	東山伊勢譚山(31)～三谷南ノ谷～櫻が松林是が初メ～新池ノ亥ノ方林ノ終～四嶋山道(32)。	355間(645m)	15点	25.4間(6～75間)	
		本庄裏山内の渋谷村新池付近。	新池ノ尻（渋谷村溜池ノ尻）(33)～西ノ袋池ノ尻ノ出合溝(34)。	95間(173m)	4点	31.7間(26～42間)	
		本庄裏山内新池袋池の溝を南方へ。	新池袋池ノ出合溝辻(34)～川ヲ下モへ～笠松ノ下リ(35)。	271間(493m)	7点	45.2間(7～150間)	
	2/26	本庄裏山の西側境界筋を真東へ東側境界筋まで（③横縄四番）。	伊勢譚山辰巳角ノ大松(36)～東ノ山道迄境通(37)。	265間(482m)	6点	53間(45～67間)	
		本庄裏山の東側境界筋を真西へ西側境界筋まで（③横縄五番）。	山道(38)～高山道(39)。	83間(151m)	3点	41.5間(23～60間)	
		本庄裏山内の草場と林地の境筋（③当村之草場ト林ノ境目引）。	高山道ト峠道ト出合之辻が十六間南へ下リ(40)～小道ヲ東へ～種松(41)～。	619間(1125m)	39点	16.3間(3～36間)	
	2/27	本庄前山・同裏山内を山裾より北方へ（③立縄五番）。	ぜんかいノ西表見通し道谷打初メ黒岩ノ谷ヲ上ル(43)～谷川ノ中ヲ打～草谷黒岩ノ池～土砂止メ～草谷ノ終リ(44)。	478間(869m)	21点	23.9間(6～57間)	
		2/26の続き、草場林地境筋（③右之続式番）。	(41)～新池ノ端（42付近）。	316間(574m)	18点	18.6間(7～29間)	
		本庄裏山内皿池の周囲（③皿池ノ圍）。	北～池ノ中程南北～堤ノ東西～新池ノ尻ノ中池ノ水口迄(46周囲)。	200間(364m)	5点	50間(23～100間)	
		本庄裏山内中池の周囲（③中池ノ圍）。	水口ノ西側ヲ廻リ～池ノ中程東西～中程南北（47周囲）。	179間(325m)	4点	59.7間(26～120間)	
	3/12	新池袋池溝への谷川筋を南へ（③右谷川ヲ笠松之下モ南へ下リ）。	松ノ下モ(35)～西畑村土手(45)。	134間(244m)	9点	16.8間(9～28間)	
		本庄前山・同裏山を北方へ（？）。	当村ノ山道ヲふじの棚(48)～長右衛門裏～領境～畑村領～村ノ入口垣崎～順礼道迄峠道廻角(49)。	870間(1582m)	21点	43.5間(10～59間)	
	3/14	本庄裏山内みろく池の周囲（③みろく池ノ廻リ）。	堤ノ東西～東側～北ノ端～西側～（50周囲）。	301間(547m)	13点	25.1間(8～50間)	
		本庄裏山内眠り池の周囲（③ねむり池ノ廻リ）。	西～北～東側～南ノ堤東西（51周囲）。	212間(385m)	8点	30.3間(9～50間)	

注）「検問数覚日記」（①②帳）および「立会絵図分検帳」（③帳）より作成。「測量箇所」のカッコ内に示された各測量区間の名称と「測量経路」の各地名は、測量帳の記載に従い表記したものである。なお、「測量経路」に示す番号は図5や本文中の番号に対応する。また、「距離平均（小～大）」に示される距離のうち、前者は測量地点（測点）間距離の平均値について、後者は測量地点間距離の最小値から最大値までについてをそれぞれ表わしている。

天明五（一七八五）年一月二十日の二年間となっている。

2 測量帳（表1参照）

a 『分検間数覚日記』（図1参照）

『分検間数覚日記』は、論所絵図の作製のため、野帳に記した測量結果を畑村側で編集したものと考えられる。ただし、どの段階で編集したかは不明である。資料形態は横帳で紙こよりで綴じられ、折り目を左側とする。二冊の帳簿が存在し、それぞれ表紙に「荖番」^②（以下①帳）および「式番」^③（以下②帳）と記してある。後述するように①帳は本庄山と畑村集落の接する山裾付近の情報について、②帳には本庄山周囲や境界筋など山間部の情報を記している。何れも表紙に天明三年卯八月二十四日と、測量作業の開始した年月日を表記する。資料中には他の年月日も記しており、それは八月二十五・二十六日、九月二十二・二十三日、天明四年二月七・八・二十六日、三月二十三・二十四・二十五・二十八日、四月一日の日付が確認され、それより計十三日間の測量結果を記していることが分かる。

次は資料の記載形式や内容をみてみる。形式は行列配列、つまり一つ書きの形式をとり、上段に番号と測量地点間の距離、下段に各到達地点の状況を記すことを基本とする。距離の単位は間数で表し、最小単位は半間である。また、交通施設（道・橋）、生産施設（井手・溝・耕作地・採草地・林地など）、宗教施設（寺社・墓所）、居住施設、自然地形のほか、境界杭や目印となる事物（樹木・石・瀧など）、各地の名称や所有者名など測量地域の状況も詳細に記す。上記データは連続する測量区間毎に配列して記載され、各区間の初めに測量開始と終了地点、測量を実施した年月日、境界を主張する側の村名などを示し、各区間の終わりに総間数を付記する。このうち①②帳と継続して表記される区間は割判を使用し、その接続を明示している。②帳の記載内容は前半に本庄山周囲の測量データ、後半に前山と裏山の境界筋の測量データとさらに区分することができ、特に後者の境界筋については、上述の内容以外にも「卯二分」などと十二支と数値による方位角度

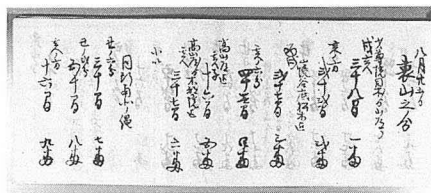


図2 天明三年『立会絵図分検帳』より三丁表、箕面市有文書

注) 天明3年8月25日に実施した本庄山西側境界筋の測量結果の一部について記す。「八月廿五日裏山之分」から、「才尊境目 山道ヲ 戊亥ノ三十八間 一番」と1番以下の測量データを表記する。4番には「亥ノ六分」と、1支の10等分による方位角度の表記が確認され、それは 348° に相当する（磁北 0° を子 $0=$ 亥 10 と設定）。この測量帳は、1番から戊亥（ 315° ）の方角へ38間（約69m）の位置に2番、2番から亥（ 330° ）の方角へ22間（約40m）の位置に3番などと読み進むようになっている。

の表記が一部確認される。

b 『立会絵図分検帳』（図2参照）

『立会絵図分検帳』（以下③帳）^④は、その記載される内容から、論所の測量を実施する際、東方に隣接する牧之庄六ヶ村がそれに立ち会い作成した資料とも考えられるが詳細は不明である。資料の形態は横帳で、紙こよりで綴じられる。③帳には①②帳に記載された測量日のほか、天明五年一月二十三日、二月七・十三・十四・十五・二十三・二十四・二十六・二十七日、三月十二・十四日に実施した十一日間の測量結果も記す。これら天明五年度の測量作業は、「横縄」や「立縄（たつ縄）」と称される測量と、溜池や畑村の管理下にある区域（草地・林地）に関する測量であると記されている。

資料に記載される形式は、上段に距離、下段に番号を記し、その右に方位や測量地点の状況を示す形がとられ、基本的な特徴は①②帳の内容に共通する。しかし相違する点も認められ、最も大きな違いは①②帳で部分的であった方位角度の表記を③帳では大方の区間に記すことである。また、測量した地域の状況について、①②帳では各施設の所有者として個人名を付記する場合が多いのに対し、③帳では個人名をほとんど使わず、地名や施設名など共有された呼称を用いていることが認められ、記録者の地域への認識の相違を示す。このほか各測量区間の終了地点にはその総間数を記すとともに、分検数と称して総間数の千五百分の一の縮尺値も付記される。後述のようにこの縮尺値は、天明図における縮尺

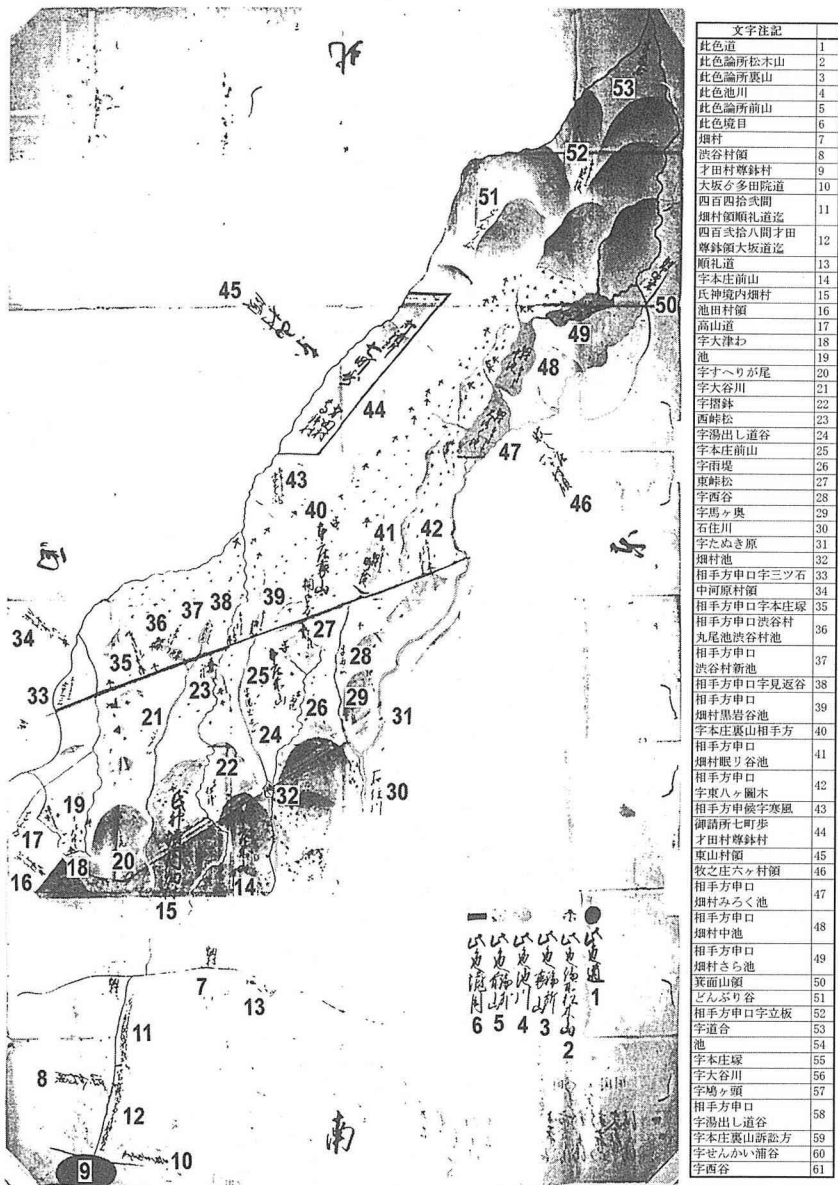


図3 天明七年字本庄裏山論所立会絵図、岸本家文書

注) 法量236.5×134.4cm (料紙9×3枚)。番号は表の文字注記に対応する。なお、この図の作成に当たって池田市教育委員会生涯学習部社会教育課蔵の複写資料を使用した。

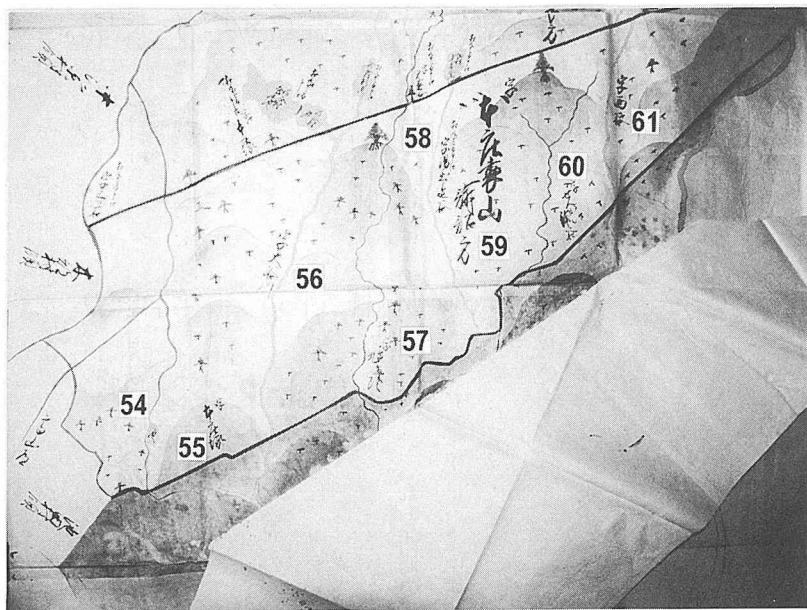


図4 天明七年字本庄裏山論所立会絵図よりかぶせ図部分・下部

注) 下の墨線が訴訟方の主張する前山と裏山の境界筋、61の「字西谷」と表記される川筋が立縄一番の測量を行った区間に相当する。番号は図3の表に対応する。

の値に一致するものであり、また資料中には「是の絵図ニ成ル」と記載されるなど、①②帳に比べて③帳にはその後作製される絵図との関係をうかがわせる内容が若干記されている。

3 山論絵図（図3および4参照）

天明図は、公事訴訟過程で大坂町奉行所の指示を受け、争論当事者が作製し奉行所に提出した立会絵図の写しである。その裏書には図の内容を保証する文面として「撰州豊嶋郡畑村領字本庄裏山争論二付立会絵図被為 仰付双方場所相改分間百間四寸之積を以絵図仕立申候尤論所双方申分有之処者かふせ絵図二而奉申上候右少茂相違無御座候二付双方裏書連判仍如件／天明七年丁未十二月／（以下才田・尊鉢・畑村役人十五名略）」と記してある。これより天明図の縮写は「分間百間四寸之積」、千五百分の一であることが分かり、これは③帳の分検数の値に共通する。また、この裏書には立ち会いで「場所相改」とする作業を行ったことを記し、先の縮尺値に関する

記述も含め測量の実施を示している。

天明図の主な描写対象は本庄山である。ただし、南端部の畑村と接している山裾付近は描かれていない。山の地形は俯瞰図的に地貌線を描き、複数の山の斜面を連続させて配置する表現が取られ、その中を川筋や道筋、溜池を配して谷や尾根筋を位置付けている。論山の南方に位置する争論当事者の各村は、小判型の村形に村名を記し、順礼道などの道筋や川筋とともにその位置を示す。図面の余白に記された色分凡例に従って図は彩色され、「道」（赤）、「論所松木山」（黄十樹木）、「論所裏山」（黄）、「池川」（青）、「論所前山」（灰）、「境目」（黒）と塗り分けられる。

山内で最も多く描かれる図像である樹木は、松型のみが認められ、場所により大きさを変え描き分けられる。例えば、前山と裏山との境界付近には大型の樹木を配し、境木として強調される。畑村の内林とされ、一部を他村の利用に供していた前山は、西側境界筋に接する一部地域を除く部分に樹木が疎らに描かれる。松山として一部林地化された裏山は、色分凡例に従って南東部に松型樹木を描き、それと西側の樹木のない地域との境付近に境木として大型の樹木が配置される。享保年間に才田・尊鉢村の宛山とされた芝山は、裏山西部に「御請所 七町歩 才田村尊鉢村」としてその区画を明示し、その周囲には寛政期の和談で「芝地」と記された通り樹木を描いていない。このほか文字注記については、山内を中心として地名に関するものが多数確認される。

天明図は立会絵図であるため、幾つかの表現法を採用して、相違する訴訟方と相手方の主張を同一画面上に示す工夫を施している。裏書に記されるかぶせ絵図もその一つで、それは、両者の認識の異なる地域に対して、一方の認識を描いた別紙を絵図面に貼付する表現法である（図4）。天明図では、相手方の主張する境界認識を描き図化された別紙を絵図面に貼付し、それにより双方の主張の相違に応じた二本の裏山と前山との境界筋を明示している。

① 奥村家文書『山論掛合覚日記』、天明三年。同『山論一件之日記』、天明四年。

② 奥村家文書『貳番 分検問惣覚日記』、天明三年八月二十四日。
③ 奥村家文書『貳番 分検問惣覚日記』、天明三年八月二十四日。

④ 箕面市有文書『立会絵図分検帳』、天明三年八月、同蔵。
⑤ 摂津国豊嶋郡のうち、平尾村（旗本青木氏知行）、西小路村（同）、

牧落村（同）、桜村（同および上総飯野藩保科氏領）、半町村（武蔵岡部藩安部氏領）、瀬川村（武蔵忍藩阿部氏領）に相当する。

三 日記・測量帳にみる地図測量の過程

ここでは、まず先述した日記の記述に従い、本庄山を対象に実施された天明三―五年度の測量過程について示していきたい。その際、特に測量行為に関わる表現については、日記の言葉をそのまま表記している。それは地図測量の実態を理解するうえにおいて、当時の表現を知る必要があると考えるからである。日記に記された測量の日程は、表1の通り測量帳の記録に共通するものである。ただし、天明五年度の測量については日記にその記載を欠くため、③帳の記述のみを参照した。

1 測量作業の実施前

天明三年二月五日の大坂町奉行への才田・尊鉢村の提訴を受け、畑村は訴状の写しを領主の麻田藩主に差し出し、藩役人による畑村の作成した返答書下書に関する内容確認を経て、返答書を奉行所へ提出した。地方御役所（大坂町奉行所）での吟味の後、二月二十一日に大坂町奉行より立会絵図の作製がいい渡され、村に戻って「神文」を双方で実施すること、絵師選定後は絵師も同様とすることを指示された。この神文は立会絵図作製時における不正行為の排除を目的に作成される起請文を意味し、管轄奉行から下される誓詞案文と神文（もしくは韻文）より構成される。この双方の起請文は三月六日に奉行所へ提出された。

立会絵図の作製に向けて絵師を雇うため、畑村からは庄屋と年寄が参加し、三月十三日に在郷町池田（摂津国豊嶋郡幕府領）へ出向いた。^②十五日に絵師が才田村を訪れ、翌日には双方で在郷町池田を訪ね絵師の神文を作成した。このように日

記の記載では、絵師の選定に公儀の関与したことが確認されず、双方の村役人が主体となり決定していた。絵師の起請文は十八日に奉行所へ提出され、その後四月初旬にかけて村役人や絵師により絵料設定などの話し合いが行われた。その際、世話人として在郷町池田の者も参加している。

測量の実施に当たり争論当事者や絵師は、立ち会いによる現地見分や測量箇所、作業内容に関する協議を行った。まず、四月七・八日に初めて双方と絵師が「山見分」と称して現地を訪れた。ただし、降雨のため昼飯後に中止し下山している。十二日には「大廻り見改」と記す現地調査を実施するが、十三日以降は用事で不参加の絵師を除き同様の作業が実施された。その後絵師は二十三日まで調査を休んだようである。^③二十四日に双方が本庄山へ登るが、この時も雨天のため昼飯後に下山した。この作業は恐らく二十七日にも実施するが、意見の対立を生じ、二十九日に奉行所へ双方とも出向き判断を仰いでいる。その結果、絵図作製の方針として論所以外は書き流すこと、主張の相違する地域はかぶせ絵図にすることが指示された。先に天明図の特徴として、前山の南端部付近を描かないことや、かぶせ絵図の手法を採用していることを挙げたが、それはこの時の指示に一致するものである。同じ頃、立会絵図が未完成のため奉行所への提出期限（「絵図切日」と表現）の二十日間の延長を申請しており、以後この種の願書は絵図提出まで二十日毎に繰り返し出されている。^④このことから、当初奉行所は二ヶ月程で立会絵図が完成すると判断していたことが分かる。八月五日には双方が論山に登り、各自主張する裏山と前山の境界筋の見通しや印を立ち会いで確認し、これを十日に奉行所へ報告するが、この時論所以外の測量作業の有無についても問題化している。また、十四日には裏山内の七町歩新開の境界筋を確認し、翌日奉行所へ報告した。しかし、前山の描写範囲について、一円を描写対象と主張する訴訟方に対し、相手方である畑村は明和図を参照すべきと主張し意見が対立した。

その間、本庄山の用益（柴など）を巡り双方で争いが度々生じていた。このうち前山で柴刈りをした畑村の者への才田・尊鉢村側の七月十九日の暴力行為は、二十日に京都代官所、二十二日に大坂町奉行所から役人が派遣され現地を見分

する事態となる。その一方で、他村の村役人を扱人とする仲裁活動も多数試みられ、天明三年五月以降には東山村（摂津国豊嶋郡幕府領）庄屋など、測量開始後も瀬川村（同忍藩領）庄屋、桜井谷六ヶ村（同幕府領および岡部藩領）大庄屋、東市場村（同麻田藩領）庄屋などが和解を目指して仲介し、話し合いや論山の訪問を行っている。その一環として、現地で見分や扱人を介した協議を行うこともあり、その際双方より弁当や茶、敷物などが準備された。何らかの問題が生じた場合、すぐ関連の上位機構にうかがって指示を受けている。日記だけでも、訴訟を管轄する大坂町奉行所へは天明三年からの二年間ほぼ毎月のように、小物成地を支配する京都代官所へは天明三年度に四回、領主の麻田藩役所へは天明三年からの二年間で四回程訪れたことが認められ、実際はこれより多かったと考えられる。このほか、絵師や世話人が、金五両の前借りを恐らく絵料として天明三年七月中旬に要求しているが詳細は不明である。

2 測量作業の開始以後

本庄山における測量日程の調整を天明三年八月二十二・二十三日に行い、二十四日の作業開始を決定した。この日の測量を日記では「東石すミ之橋々西堀切迄縄引間数相改夫々池田境目相改調山谷大寸ハ市郎兵衛山境目筋相改候」と記し、畑村から年寄百姓代ら四名、才田・尊鉢村から庄屋年寄百姓代ら六名の計十名が作業に参加した。二十五日に「大津わ山取付々七町歩新開定杭迄改候」、翌日は「七町歩新開南定杭々奥箕面山細郷山三ッ境目迄改」と双方が立ち会いで測量を実施し、九月一日は才田・尊鉢村の意向で測量を中止して畑村会所で絵師の扱いを協議した。

九月三日は「山麓御料私領之境目筋縄引」、つまり山裾に当たる小物成地と麻田藩領畑村との境界筋の測量予定で調山谷に集合するが、両者間で境界認識が相違して測量できず、「東石すミ順礼橋々川をこえ大縄を入申候東さかんた迄改候」と一部のみ実施した。ただし、この旨は測量帳に記載されていない。この境界筋の扱いに対して才田・尊鉢村は測量を要求し、領主の意向を受けた畑村は領地内との理由でこれに反対するが、九月中旬の地方役人（大坂町奉行所）による

審議を経て、才田・尊鉢村の主張を採用することになった。その際、畑村は、口上書とともに証拠資料として添え書きを施した宝暦図を提出している。そして二十三日に「山裾之御料私料境目通り縄引仕候」とこの境界筋を測量することになるが、麻田藩主らの休養所である陣屋（御下屋敷）内の測量におよび、藩側はその測量と図化に強く抵抗した。陣屋内の測量も求める才田・尊鉢村に対し、藩側は既に明和図の作製時に測量済みであることや、同所が論所地以外であることを理由に陣屋裏手通りの測量を主張、天明図に描くことを拒否した。その後、同藩役人も加わり大坂町奉行所で審議を十月から十二月に行い、問題の境界筋は京都代官所が所持する明和図を参照することを決定した。この間、同藩役人が京都代官所にその経緯を報告するとともに、大坂町奉行所にて藩側の持参した「山絵図」（明和図カ）と京都代官所が保管する絵図を比較している。

その後すぐには測量を再開せず、天明四年二月初旬まで絵師や世話人と議論になり、絵料の減額、世話料や仲介者の拒否を村側は要求した。この頃、絵師は身体的不調が理由で休養し、「立会」と称する作業を度々延期する事態となっており、この休養願いは以後何度も要求されている。閏一月十三日「御立会」の予定に対し、絵師は書状で「十三日双方立会之儀も御掛合有之由ニ候へ共私義痛所御座候ニ付四五日之間御延引被下候様御断申上度候」と延期を要求しており、これは現地の測量作業に絵師も参加していたことを示す記述とも考えられる。^⑤ 度重なる延期を受け、二月六日、絵師に近日中の参加を促し、翌日から立会の測量作業を再開することになる。そして、七日は「東分川筋一ノ瀧合三ノ瀧迄縄引仕候」、翌八日は「三ノ瀧より下池迄縄引仕候」と測量を畑村の庄屋年寄百姓代ら五名と才田・尊鉢村の五、六名と計十名程が参加して行い、二十六日にも「池之かわ分奥帰り迄縄引致候」と測量を実施した。しかし、二十七日の測量は畑村側の都合で中止している。三十日に絵師へ絵料を納めるが、「才田尊鉢ニ申目印通り西分縄入候宮山ふる山大道筋迄」の測量予定は、私領御料境界筋や御下屋敷の扱いについて才田・尊鉢村から再び異議が出て中止となった。その後、大坂町奉行所で審議し、畑村の主張通り御下屋敷や藩領内は絵図に描かず、私領御料境界筋の測量結果は付紙とすることを決定しており、

これも天明図の描写内容に一致している。その後は双方と絵師が申し合わせ、何れかの都合で立会作業を度々延期する。三月二十三日に「才田尊鉢手印西大津わふ東へ」、二十四日に「才田尊鉢ニ申鳩頭〆縄引仕候」、二十五日に「東三ツ石と申迄縄引仕」と測量を行い、引き続き同二十五日中に「市郎右衛門谷縄引致調山上迄縄引仕候」についても測量した。そして、二十七日に「見通し縄引仕候西三ツ石〆東へ行候」、四月一日に「見通し縄引東迄渡り夫〆調山〆奥へ縄引仕候」と立ち会いで測量している。この間、畑村では、絵師が本庄山裾通りの描写を畑村の所有する明和図から写し取る作業を行うが、才田・尊鉢村はそのことを了承し、それに立ち会わなかった。そして、四月二日以降は「休絵図」と称して八ヶ月程作業が中断されている。

天明五年一月二十三日に作業を再開、「横縄一番」と称して「七町歩南ノ杭筋山道〆打」から「みろく池ノ堤共東ノヨケ迄」、二月七日には「たつ縄四番」として「東峠ノ道筋ヲ東畑村土手打上ルゆするへの池〆谷川」から「東峠松ノ下東西へ小道ノ辻」までを測量した。十三日は「横縄二番」とする「七町歩北ノ定杭〆百十四間南ニ而山道〆打」、十四日は「たつ縄二番」とする「高山道ト峠道ノ出合〆南へ打下り天神前迄」、十五日には「たつ縄三番」として「大倒輪山ノ峰〆丑寅へ」について測量が行われた。また、二十三日は「立縄六番」とする「西畑村西福庵ノ上〆山道ヲ大谷ノ方へ打上ル」と「高山道〆西木部領境草場ノ囲」、二十四日には「横縄三番」として「東山伊勢講山〆三谷南ノ谷〆」から「四嶋山道マテ」と「大谷ノ上〆打下り」および「両方池（新池・袋池）ノ出合溝辻〆川ヲ下モへ打下り」について測量を実施した。二十六日は「横縄四番」として「伊勢講山辰巳角ノ大松〆」から「東ノ山道迄境通」と、「横縄五番」とする「山道〆西へ打」から「高山道迄」を、二十七日には「立縄五番」とする「ぜんかいノ西裏見通しノ道〆打初メ黒岩ノ谷ヲ上ル」と、「皿池ノ囲」や「中池ノ囲」について測量を行った。この二十六、七両日には「当村之草場ト林ノ境目引高山道ト峠道ト出合之辻〆十六間南へ下り小道ヲ東へ打」についても測量している。そして、三月十二日は「右谷川ヲ笠松之下モ〆南へ打下り」と、「当村〆山道ヲ」から「順礼道迄峠道廻角迄」を、十四日には「みろく池ノ廻り」と「ねむり池ノ

廻り」について測量された。

- ① 例えば起請文前書とは「一、論所有有林ニ無相違双方立合毫枚絵図仕立可申事／一、論所江双方立合之節非儀不申懸有林ニ可仕候勿論口論仕間敷事／一、絵師ニも御案文之通為誓詞可申事／一、此度論所之場所計絵図書可申候無用之所は書載申間敷候事／一、絵図之内申分相極不申所者絵図之内張紙ニ而御訴可申上事／附り双方とも無油断絵図仕置運り不申候様可仕事右之条々少しも相背に於てハ」などであり、これに罰文が付される。布施弥平治編『百箇條調書 第一巻』新生社、一九六六、一六四―一六五頁。
- ② 当時、池田村は町場として成立する地域であったことから、ここでは自治体史の表記に従い「在郷町池田」と記すこととした。日記には在郷町池田居住の絵師として近土（近大とも）という名を記している。近土の来歴は不明であるが、職人が多数を占める在郷町池田の小坂前町には元禄十（一六九七）年既に絵師の居住が確認され注目したい。一章⑥池田市史。池田市教育委員会編『北摂池田——町並調査報告書——』池田市教育委員会、一九七九、三二―四七頁。

四 測量地域の比定

①②帳および③帳に記されたデータは、日記との比較でも分かるように、当事例において本庄山で実施された測量の結果を記録したものである。ここでは、前章の検討を受けて、具体的に測量の対象となった地域についてみていきたい。それは、天明図や測量帳および日記の内容、地形図との比較から測量区間の比定を行うものである。これは、当山論における絵図作製過程において何処を測量区間として選択したのかを示すことになる。なお、各測量区間における間数やそのメートル表記、測点数については表1を参照されたい。（以下図5参照）

- ③ その後五月十五日にも絵師は暫くの休みを要求している。
- ④ 例えば天明三年十一月二日に双方の村役人より「乍恐口上」として「字本庄裏山出入二付先達而双方立合絵図被仰付奉畏候然ル処先月十一日合明朔日迄御日延被成下候得共未絵図出来不仕候間乍恐又々御日延被為成下候様奉願上候」と大坂町奉行へ願ひ出ている。奥村家文書『才田村尊鉢村最早合凡懸合写』寛政五（一七九三）年五月。
- ⑤ 例えば日記には、三月十四日「立合」予定への絵師の「不快二付今日ハ延引致異様」とする発言が記されている。
- ⑥ 日記に記された絵師の発言で二月六日の「近日之内御勝手次第御立會被成候へハ私義茂出勤可致候」や、五月十日の「明日迄ハ休論ニ御座候得共明後日合御立會被成候哉私義少□方へ一夜泊りに参度義御座候二付御尋ニ参り申候間何卒御立會被成候哉御知らせ可被下」とする内容も作業への参加を示唆している。絵師の測量への関与の程度は当事例で明確に示せないため、今後の課題としたい。

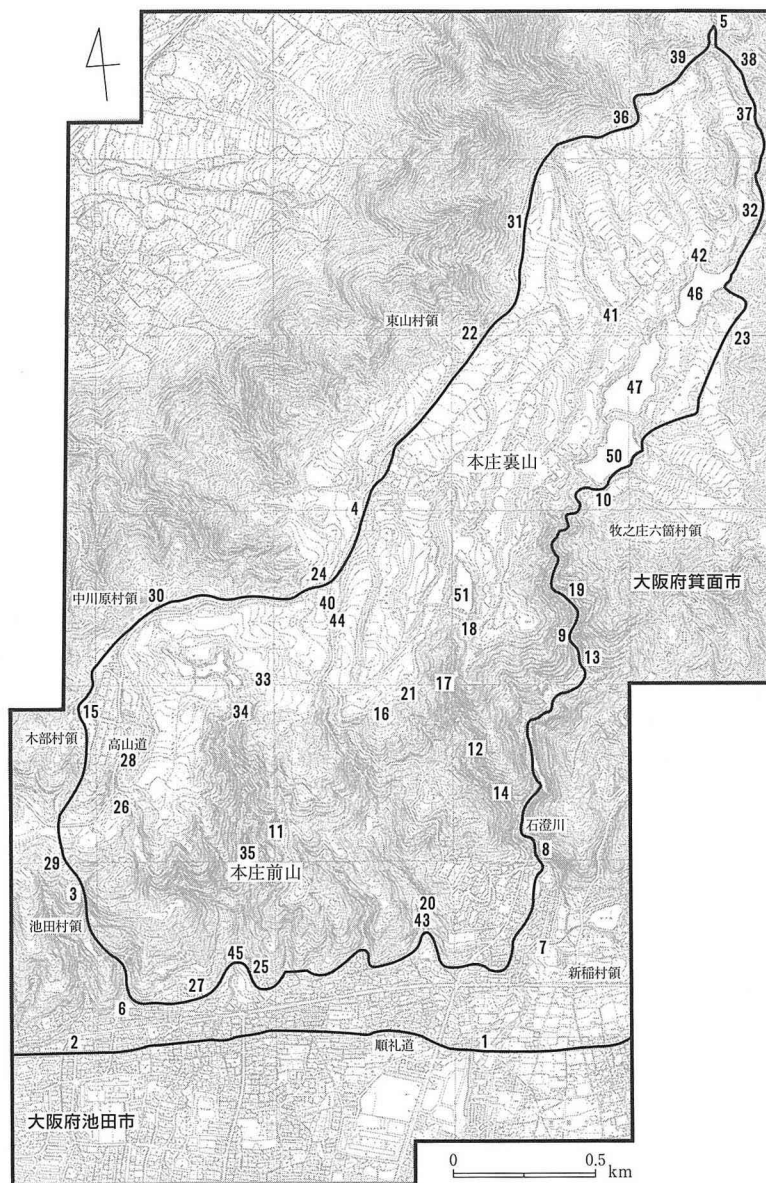


図5 現地比定図

注) 実線は測量が実施された区間のうち、本庄周囲について推測される地域を示す。図中の番号は、測量の開始・終了地点や対象地の凡その位置を示し、それは本文中や表1の番号に対応している。なお、ベースマップは平成9年度編集池田市全図を使用した。

1 周囲の測量（番号は表1・図5に対応）

最初に測量したのは本庄山南方の順礼道筋^①であり、天明三年八月二十四日、石澄川に架かる土橋の西側（1）から西方の堀切川（2）までを測量した。ただし、①③帳にはその測量結果として測点間の方位角度を全く記載しない。このような方位の表記を欠く区間は他に一ヶ所認められ、九月二十三日に測量した前山南端部（6↓8）である。先述のようにこの両区間は畑村領内であり、何れも測量の扱いを巡り問題化した地域に該当する。このうち順礼道筋は、日記に「縄引間数相改」とあるため、実施した測量は距離のみを計測するものであったと推測される。一方、境目筋は日記に「境目筋縄引」と記載して距離のみの測量に限定せず、加えて大坂町奉行所の審議内容でも方位測量の実施を示唆するが、方位角度を測量帳に記載することはなかった。

作業を開始した八月二十四日は、本庄山西側境界筋の測量のため、順礼道筋（2）から北方の前山南西部（3）に向かつて測量した。この区間は日記に「境目筋相改」と記すよう方位角度も計測されている。翌二十五日に、続けて山裾から在郷町池田との境谷を北方の高山道に向かつて登り、木部・中川原・東山村領境の尾根筋に沿って裏山における七町歩新開の南西定杭（4）までを測量した。二十六日にはそこから裏山北端となる三ツ境目（5）まで測量し、西側境界筋の測量作業を三日で終えた。次に本庄山東側境界筋については、まず九月二十二日に順礼道筋（1）から前山南東部に向かつて、つまり石澄川沿いに新稲村へ通じる道（7）までを測量した。五ヶ月程の中断の後、翌天明四年二月七日に牧之庄六箇村との境川である石澄川筋をそこから上流の三ノ瀧（9）まで、八日には同じく川筋沿いに三ノ瀧からみろく池（底池）南端（10）までを測量し、これで石澄川筋の作業を終了した。この一ノ井出（8）からの石澄川筋の区間は、川沿いに複数の瀧が存在するなど谷深く険しい地形であった。二十六日には尾根筋沿いにみろく池南端から三ツ境目（5）までを測量し、東側境界筋の測量作業を終えた。この区間も西側同様、距離と方位を計測するものであった。

2 境界の測量

本庄山周囲の測量に続き、前山と裏山の境界筋の測量作業を行っている。この測量は距離と方位の計測を基本とし、日記に「縄引」や「見通シ縄引」などと表現される。先述のように、この区間における認識の違いが論点の一つであり、そのため双方の主張する境界筋とも測量の対象にされることとなった。

才田・尊鉢村の主張する境界筋は、まず天明四年三月二十三日に本庄山西側境界筋における大津和山の境木（3）から東方の鳩ヶ頭峠道（11）までを、二十四日に続けて千之瀧（12）まで、そして二十五日は石澄川（13）までを測量し、三日間で測量作業を終えた。この区間は南北に走る多くの谷や尾根を横断する険しい行程であった。一方、畑村の主張する境界筋の測量もその後すぐ作業に取り掛かり、三月二十八日^③に本庄山西側境界筋における境界石の三ッ石（15）から東方の東峠付近（16）まで、四月一日にはそこから石澄川（19）までと測量が実施されている。この区間は訴訟方の主張する境界筋に比べ幾分険しくない地形であった。

3 山内の測量

本庄山周囲や境界筋の測量を終えると、次は山内を対象とした測量が開始された。この作業の多くは天明五年の春に実施したもので、距離と方位の計測を基本とする。その測量は対象や目的により、「立縄」と称して谷や尾根筋などに沿って山内を凡そ南北へ縦断するもの、「横縄」と称して真東西に山内を横断するもの、そして一定の区画やその位置付けを目的とするものの三つに区分される。

立縄は一から六番までが設定された。このうち立縄一番のみが天明四年度に実行され、三月二十五日と四月一日（14↓17↓18）に眠谷池（51）までの西谷川（市右衛門谷）筋を対象に測量された。先述のようにこの両日は、隣接した裏山と前

山の境界筋についても測量されており、本庄山における測量が計画的に地域を設定し、無駄なく実施されていたことを示している。天明図では相手方の主張する境界筋の北部に位置した眠谷池が、宝曆図や明和図においては境界筋の南方と相違して描かれる。測量時期のことも含め、眠谷池の位置の確定が境界筋の決定にとって大きな意味を有し、同区間が争論上、重要な場所であったことを示している。この訂正は畑村側の認識によると推測できるが、その結果、池の配置を変更したと考えられる。以下、残る立縄について、まず天明五年二月十四日に立縄二番が高山道と峠道の辻(24)から南方の天満宮付近(25)まで、十五日には立縄三番が天津和山の峰(26)から高山道と峠道の辻(24)まで測量された。また、二月七日に立縄四番として字湯出辺付近の池(20)から谷川沿いを北方へ東峠松付近(16)まで、二十七日には立縄五番として黒岩谷沿いに北方(43↓44)へ向かって草谷の終わりまでを測量した。そして、立縄六番としては、二十三日に西福寺付近(27)から北方の高山道に出る辻(28)までが測量された。

横縄は一から五番までを設定し、まず一月二十三日に横縄一番が本庄山西側境界筋の七町歩新開地南の定杭(4)から真東のみろく池堤(10)付近まで測量された。横縄二番は二月十三日に七町歩新開地北の定杭(22)から真東へ本庄山東側境界筋(23)まで、二十四日には三番として東山伊勢講山(31)から真東に四嶋山道(32)までを測量した。そして、二十六日に横縄四番と五番を合わせて実施し、四番は伊勢講山南東部の大松(36)から真東へ本庄山東境界筋(37)まで、五番は同境界筋(38)から逆に真西へ高山道(39)までの測量が行われた。

本庄山内の土地区画やその位置付けに関する測量は、林地や草地を対象とするものと、溜池に関するものに大別される。前者としては、二月二十三日の立縄六番の後、まず本庄山南西境界筋に接する草地の東側境について、池田領境(29)から北方の中河原村境界へ高山道の交差する地点(30)までが測量された。横縄四・五番と同じ二十六日には、裏山の林地と草地の境について本庄山西側境界筋付近(40)から種松(41)付近まで、二十七日にもそこから続けて新池の端(42)までの測量を行った。この日は立縄五番や溜池についても測量されている。一方、溜池に関しては、まず二月二十四日に裏

山の渋谷村新池南（33）から西方の袋池の用水溝との合流地点（34）までと、そこから南方の笠松（35）までを測量し、その後三月十二日に笠松から南方へ西畑村の土手（45）までも測量した。また、裏山の溜池を対象に周囲測量を実施したようである、まず二月二十七日に皿池（46）と中池（47）について、そして三月十四日にはみろく池（50）と眠谷池（51）についてそれぞれ測量を実施した。

① 順礼道とは勝尾寺（箕面市）から中山寺（兵庫県宝塚市）までの道のことをいう。

② この区間の測量帳の記載は②帳と③帳で相違し、前者は三月二十五日として五五、五間に十ヶ所の測点を設定し、一方後者では八月二十六日改として一八〇間に測点を五ヶ所に設定し測量されている。天明

図と比べた場合、後者のデータの方が描写内容に近いことから、本文では③帳の記載を採用した。ただし、日付については日記で確認できないため、前者の日付を記しておくものとする。

③ 日記には測量日を二十七日と記すが、②③帳は二十八日と表記することから、ここでは測量帳の日程に従うものとした。

五 地図測量技術の復元

1 図の復元とその比較

測量帳の記載によると当事例で実施された測量は、測量地点間毎の方位角度と距離を順次測り求め進行して行く作業を基本としており、これは当時盤針術などと呼ばれた技術に相当する。このようにして実施した測量の結果をもとに、天明図を作製したと考えられる。これは、石澄川筋の一ノ井出以北の測量について③帳で「是今絵図二成ル」とする記載通り、天明図において同所以南の石澄川筋を彩色していないことにも示される。前章での検討から測量を行った区間は、順礼道筋と前山南端部の二ヶ所、本庄山西側と東側境界筋の二ヶ所、前山と裏山の境界筋の二ヶ所、立縄の六ヶ所と横縄の五ヶ所、溜池や土地区分に関連した八ヶ所と計二十五ヶ所におよぶことが判明した。ここでは測量帳に記された方位角度と距離のデータから各区間の図を作製し、その復元図と天明図や地形図との比較により関連を検討したい。それはこうした復

元作業を通じて、当時の測量技術の一端を明らかにできると考えるからである。このうち順礼道筋と前山南端部の二ヶ所は、測量帳に方位角度の記載を欠くため復元図が作製できない。

図6は、測量帳のデータより堀切川橋(2)から七町歩新開の南西における定杭(4)までを復元したものである。その復元図と天明図の形状(図3)を比較すると、完全には一致しないが、屈曲の有り様など多くの共通点が認められる。



図6 復元図1 (天明3年8月24・25日測量、堀切川橋より七町歩新開の南西における定杭まで)

注) ⑦谷端ヲ山裾迄 (③帳より)、①才尊境目木ヶ山道ヲ (同)、⑤高山道迄 (同)、⑩西ノ三ツ石ヶ (同)。図中の黒点は測量地点を示し、その番号は測量帳に記された番号に対応する。なお、測量区間の距離および方位のデータは③帳のものを参照し (図2に示された測量データは①以北の一部)、その際磁北 0° を子 $0 =$ 亥 10 と設定した (以上は図7・6についても同様)。

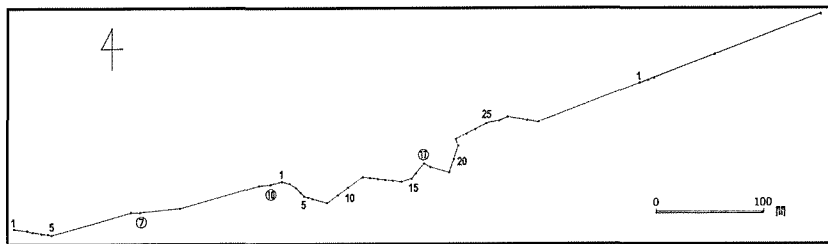


図7 復元図2（天明4年3月23・24・25日測量、訴訟方の主張する前山と裏山境界筋）

注）⑦本庄塚東原（③帳より）、⑩鳩頭宮山大道迄（②帳より）、⑬黒岩ノ谷川迄（③帳より）。
なお、測量区間の方位および距離のデータは②帳のものを参照した（東端の180間分については③帳による）。

この他の本庄山周囲の復元図についても、同様に天明図の形状と概ね共通する傾向を示している。しかし、これらの復元図を全て接合した場合、本庄山周囲の形状は東西の幅が極端に狭いものとなり、天明図の内容とはかなり相違する結果になる。

訴訟方の主張する前山と裏山境界筋（3↓13）の復元図である図7について、その形状は天明図（図4）のものとはほぼ一致し、天明図の描写内容や文字注記についても測量帳の記載に合致する。一方、相手方側の境界筋（15↓19）の復元図は、寅卯（75度）へ進んだ後に卯三（96度）の方角に直進して一部屈曲する形状を示し、北東方向への直線として描かれる天明図のものと若干相違するが、測量帳にみられる他の記載内容は天明図の描写や文字注記に合致するものであった。

立縄の復元図は、何れも天明図に描写される道や谷筋など該箇所形状と概ね一致する。例えば、立縄一番（14↓18）の復元図（図8）は、天明図（図3・4）における字西谷筋の屈曲する道筋の形状や周囲の状況、境界筋の交差する位置などの描写に合致している。ただし、天明図の方が復元図よりも緩やかな形状として屈曲が描かれており、この傾向は他の区間にも共通するものである。ちなみに、この立縄の位置関係は本庄山内の東側から一・四・五・二・六・三番の順となるほか、測量の実施順も一・四・二・三・六・五番と番号順とはなっていない。

横縄の復元図は東西に延びる直線となり、これは全ての横縄に共通する。横縄の測量は、一番の実施された地点以北の裏山北部地域を対象とし、最南端の一番から北方に向かって番号順に配置されている。この測量結果を天明図に直線として描く

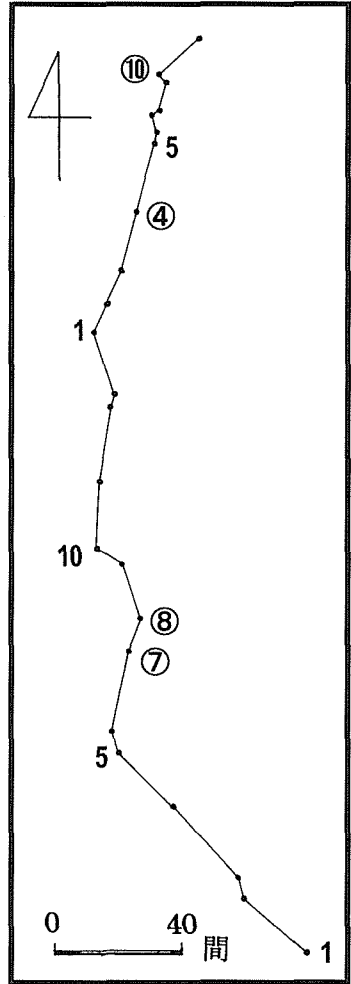


図8 復元図3 (天明4年3月25日・4月1日測量、立縄一番)

注) ⑦才田尊鉢ノ見通シニ当ル留ノ堤へ川合越道渡所迄(②帳より)、⑧是合論所(③帳より)、④市右衛門ノ谷ノ稲瀧ノかた迄(②帳より)、⑩畝谷池極落迄(②帳より)。この図において⑧の位置する場所は、天明図(図4)で字西谷筋と訴訟方の主張する前山と裏山境界筋が交差する地点とは共通している。ただし、形状の共通性は実際の地形の方が強く認められる(図5における14から18の谷筋について)。なお、測量区間の方位および距離のデータは②帳のものを参照した。

(29↓30)と裏山の松木山西側筋(40↓42)の復元図に関しては、他の復元図に接合しないものの天明図に描かれる林地の区域の形状やその内容に一致する結果となった。一方、溜池の周囲や位置(34↓45、46、47、50、51)の復元図は、何れも天明図の描写内容と一致しないばかりか、測量帳に注記される周囲の状況とも矛盾する形状となってしまった^①。

上記の検討から、測量帳のデータより作製した復元図と天明図の形状を比較した場合、個々については一致する区間の多いことが認められた。また、測量帳に記される測量地点の状況も、天明図における該当箇所の描写内容や文字注記に共通する結果となった。このことは、測量帳に記される測量結果と天明図の関連を示すものであり、測量帳のデータを参照し天明図を作製したことが分かる。ただし、両者の共通性は大まかなものであるうえ、むしろ復元図の方が実際の地形に近い場合もあり、その点は考慮しなければならない。

ことはないが、測量帳に記される周囲の状況については、境界杭や道、溜池の位置や植生の変化など天明図の描写内容に全て一致する結果となった。

土地区画の測量について、本庄山南西部の採草地東側筋

2 測量の方法と技術

本庄山は、南北に三キロ、東西に一キロ程度の南北に細長い山である。この山の立会絵図を作るため実施した二十四日間の測量作業の総距離は、測量帳のデータだけでも一五三六七・九間と約二八キロにおよぶ。測量作業の開始前には、争論当事者や絵師が「山見分」や「大廻り見改」と称して現地を調査するとともに会合を開き意見を調整しており、これらの行為は測量開始後も度々確認される。測量行為に関する語彙として、日記や測量帳などの資料では基本的に「縄引」と記すほか、「縄入」や「縄」とも表現される。そして、測量や検地を意味する「縄」という語に由来し、「打初メ」「打出ル」「打上リ（下リ）」や「引初メ」などと単に「打」や「引」だけとした表現も多い。この他、「間数改」や「改」と記す場合もある。順礼道筋東端から始まり計二十五ヶ所の区間で実施された測量は、本庄山裾付近から本庄山の周囲、そして本庄山の内側へと凡そこの順で作業が進められていった。その際における測量の凡その方向性は、低所から高所へ、西から東方へ、そして時計廻りに実施されるものであった。これら測量の実施時期は基本的に農繁期を避けて行われ、例えば日記には、天明四年九月の「同廿日双方申合絵師近土方へも秋取入之間休被呉候様申遣候」とする記載も確認される。

主題図の作製においては、対象となる区画を一定の地域に位置付ける必要が生じる。近世中期以降は、論所絵図を作製する方法として廻り検地（分間）と称した周囲測量を採用する場合が多くなる。廻り検地法とは、田畑の地押や林地の改め、新田開発の際に該当地域の外周を測量して絵図を作製し、その図より面積を求める検地技術である。しかし、当事例では大坂町奉行所での審議に従って前山南端部の測量は距離のみに限られており、廻り検地法とは若干異なる測量法が実践された。そのため、順礼道筋を基軸に道の東西両端を基点とし、そこから本庄山東西両境界筋へ方位と距離の測量を行い論所を位置付ける方法が取られている。争論に関わる村々も同様に順礼道筋との関係で位置付けられる。ただし、この順礼道筋も距離のみの計測であり、前山南端部に同じく明和図も参照するものであった。これら順礼道筋と前山南端部の

扱いや、先述した本庄山東西両側境界筋の測量結果の不一致により生じる絵図の不正確さは、東西間の距離や位置の確定のために行った横縄と称する測量によって解消が図られたと推測される。それは、横縄が争論に直接関係しない地域について、実線として図化されない区間の測量であったことにも示される。また、立縄や土地区画に関する測量は、谷や尾根筋、溜池や林地など、本庄山内における描写対象を図上に位置付けるために行われたもので、本庄山東西両側や前山と裏山の境界筋など他の測量区間と交差させることにより、横縄と同様、図の正確さの向上にも寄与していたと考えられる。これら山内において実施された測量は、当事例を特徴付ける工夫である。

測量帳に記される方位角度は、一支の十等分、つまり3度単位で表記され、この方位角度の値から、当事例の測量では「小丸」^④と呼ばれる磁石方位盤を使用していたことが推測される。また、距離の計測は、「縄」の表記にみられるように水縄（間縄）や間竿を用いたと推測され、それらを用いて計測した測点間の距離は、測量帳の記載によると二間から一五〇間の範囲を示すものであった。^⑤山地で測点間の距離を測る際に正確な図面を作製するには、その間の斜度も計測し三角関数より水平距離を求める必要があるが、この種の作業を当事例で実施した形跡は確認されない。この他、作図のため図幅寸法に応じた縮尺を設定し距離の縮尺値を求める必要があり、③帳の分検値はその一部と考えられる。全ての計算結果を記す資料は認められないが、必要性からその種の資料は作図段階で作成していたと推測される。そして、これらのデータや現地調査などを参考に絵師が、分度器や定規、針などの器具を用いて天明図を描いたと想定される。その作業に要した日数は不明であるが、天明五年度の春に測量作業を終了後、二年以上も経た天明七年度の冬に立会絵図を大坂町奉行所に提出しており、結果として作図に多くの時間を費やしたことが示される。

最後に各測量区間の測点間距離やその平均、一日当たりの測量距離を求め、実施した測量の速さと地域の関係をみてみる（測量区間毎の各値は表1参照）。まず、距離のみを計測した測量区間についてみると、順礼道筋（1→2）では、多くが五〇間と一定の間隔に測点を設定しており、その平均距離は四〇間代と長い。一方、前山南端部（6→8）は、測点

間の平均距離が一〇間代と短く、山裾の屈曲に従って測点を細かく設定し計測したことが示されており、この測量は一日で一〇七二間全てを計測し終えている。

以下に示す測量区間は、距離とともに方位に關しても計測したものである。本庄山周囲について、西側境界筋（3↓5）における測点間の平均距離は三〇間代であり、一方、東側境界筋においてそれは、石澄川筋（1↓10）で二〇間以下、底池以北（10↓5）で三〇間代となる。つまり、東西両側境界筋における測量のうち、地形的に緩やかな尾根筋上を主な対象としたものは測点間の平均距離が三〇間代となり、測量距離も一日当たり九六八間と長い。対して川筋の測量は、測点間の平均距離が二〇間代以下、測量距離も一日当たり三二一間と短くなり、起伏や屈曲の險しい地形で実施された状況を示す。

前山と裏山の境界筋について、訴訟方側の測量（3↓13）では測点間の平均距離が一〇間代、相手方の主張する境界筋の測量（15↓19）で、それは二〇間代となった。両測量は南北に走る谷や尾根筋を東西に横断するものであるが、訴訟方が險しい地形のため一日当たりの作業距離が三三・五間と短いのに対し、相手方側は前者より緩やかな地形をほぼ直線に進行したため、一日当たりの測量距離も五九・二五間と長くなった。^⑦これは測点間の平均距離と同じ傾向である。

立縄における測点間の平均距離は、緩やかな地形で直線的に測量した三番のみ百間以上と長くなる以外、一・二・四・五・六番は險しい谷や尾根筋を測量したため一〇間代と短い値を示す。一方、横縄における測点間の平均距離は、一〇から五〇間代と何れも統一した値を示さない。^⑧また、土地区分に關する測量（29↓30、40↓42）について、その測点間距離の平均は、地形的に類似した立縄と同様に一〇間代と短い値となった。溜池に關わる測量（33↓35、35↓45、46、47、50、51）では、測点間距離の平均が三〇間代と比較的長い値となった。ちなみに、これらの測量は単独でなく他の測量区間と同一日に実施されたものであるため、一日当たりの測量距離は求めていない。

これら各距離値の傾向は、測量区間の地形的特徴を反映する結果となった。川や谷筋など險しい地形や、居住区域など

に接した区間での測量の場合、測点間の平均距離は複雑な形状に対応してほぼ二〇間以下と短くなった。そして、川や谷筋においては一日当たりの測量距離についても短い。一方、尾根筋上など緩やかな地形において実施された測量ではその逆の結果を示しており、測点間の平均距離がほぼ三〇間以上、一日当たりの測量距離も長く、最長で千間程となった。

① ただし、三月十二日の測量のうち「当村山道ヲ」進む経路は、現地比定が困難なため検討から省く。

② この事前調査については、「見及」「見取」などと表現される場合もある。

③ 一章⑤。

④ 大矢真一解説『江戸科学古典叢書九 量地指南』恒和出版、一九七八、二四四―二四五頁。

⑤ 間縄（水縄）の長さは六十間や三十間に設定される場合が多く、五〇間の距離をどのようにして計測したかは不明である。最短値の二間は間竿の長さに等しく、間竿の使用が推測される。測量地点間の距離値は、自然数となる場合が他の事例も含めて多い。これは目標地点

への方角に向かって距離を測り、区切りの良い箇所に測量地点を設定した結果によると考えられる。ただし端数を省いたとも考えられ、距離を測る手順については今後検討したい。大石慎三郎校訂『地方凡例 録上巻』東京堂出版、一九九五、八一頁。

⑥ 同所は三月二十五日にも残る区間の測量を行うが、この日は他にも立縄一番の測量も行っているため計算に含めなかった。

⑦ 同所では四月一日に残る区間の測量を行っているが、立縄一番の測量もこの日に実施されていることから含めなかった。

⑧ 立縄と横縄は各区間の測量を一日で終えるか他の区間と同日に行う場合が多いため、一日当たりの測量距離を求めなかった。

六 在地における地図測量技術の位置

1 測量における村役人と絵師の役割

測量図の作製過程は、測量作業と作図作業に大別される。このうち前者は論所を対象とした盤針術の作業実施のため、人員を複数確保する必要がある。境界筋の確認のため争論の当事者が現地に立ち会う必要のあるのはいうまでもないが、距離を測る水縄（間縄）や間竿を扱う人、測量地点の目標となる梵天竹などを持つ人、その目標への方位角度を計測する方位磁石盤を扱う人、そして測量結果を野帳に書き留める人など、測量の実行には関連する知識や技術のある程度習得し

た人が多く要求される。当事例での測量作業は、先述のように事前調査も含めて争論当事者の村役人らと絵師のみが行い、それ以外の機関や人物の参加は確認されない。天明三年八月二十四日以降の測量作業への参加者は、三ヶ村の村役人らの名前しか確認できないが、日記の解釈によつては絵師の関与を想定できる。^①この作業に参加した村役人は、主に庄屋・年寄・百姓代で構成され、構成員を幾分変化させながらも測量日ごとに十人前後が集合し作業を行っていた。測量作業の進行は複数の人員が必要のため、絵師を中心に作業が進行したとしても、絵師単独では実現できない状況にあった。仮に村役人らが主導的に測量したと理解すれば、^②検地や土木技術などに由来すると考えられる地図測量の知識や技術が、当時の北摂地域における村役人層にまで浸透していたといえる。^③作業の実施には道具が必要であり、地図測量の技術が在地で習得される段階では、盤針術の測量を可能にする磁石方位盤などの測量器具を村で所有していたと推測され、器具への信頼性が対立する村々の間で共有される段階にあったことを示している。

村絵図など小地域の絵図作製に関して提示されてきた絵師や絵図師像は、作図者のみならず測量技術者としての側面も示すものであった。^④ただし、それらは主に近世前期の事例を対象に議論したものが多く、争論の訴訟過程で管轄奉行に提出した立会絵図や訴答の内容に不備があった場合、論所の状況に応じた検使を現地に派遣し見分されることとなり、^⑤その際、近世中期以降は必要に応じて測量を検使が行い論所の実測図的な絵図（分間絵図）を作製したことが江戸幕府の司法典関係資料に記されている。この時、検使は竿取や水夫、手代らとともに絵師も帯同させており、この作製状況を参考にすると、争論当事者で作製する立会絵図では、測量実施者としての役割を在地の村役人が担うこともあったと想定される。当事例を含む北摂地域では近世を通じて数多くの山論絵図が作製されるが、それらは一八世紀前期以降から測量の実施を明確に示す事例が確認されるようになり、司法典関係資料の記述に共通する。^⑥その結果、測量によらない見取図（見及図）の作製では全般的に絵師の関与する必要があるが、測量図の登場やその増加にともない、絵師は測量結果と現地調査による作図作業のみを担当する場合もあったのではないだろうか。近世中期以降、大坂で町見分間絵図師という分間絵図



図9 宝暦九年畑村本庄山小物成絵図、西畑町内会
管理文書

(注) 法量111.0×55.9cm (料紙3×2枚)

在地で測量図を作製するようになった後も、対象や状況に応じて見取図の作製を選択する場合が近世を通じて主流であり、絵師の担う作業内容が完全に変質したという訳ではない。

2 測量技術の位置付け——他の絵図との比較——

本庄山を対象とした絵図は一八世紀後期の三〇年程で四種類も確認される。これは、山の利用情勢を巡る変化の大きさを示すものでもあるが、同一地域で短期間に多くの絵図を作製したことに注目し、各絵図の特徴を比較しながらみていきたい。先述のように宝暦図(図9)は、京都代官の小物成地巡見の際、畑村が宝暦九年に代官所へ提出した絵図の控であ

を描く職業絵師が存在していたことも、上記の状況に応じたものと考えられ、この種の職業絵師の存在が在地社会における測量図の作製を可能にしていた。検討した事例は、遅くとも一八世紀後期以降から周辺地域にも同様の絵師が存在し、都市に同じく活躍していたことを示している。ただし、

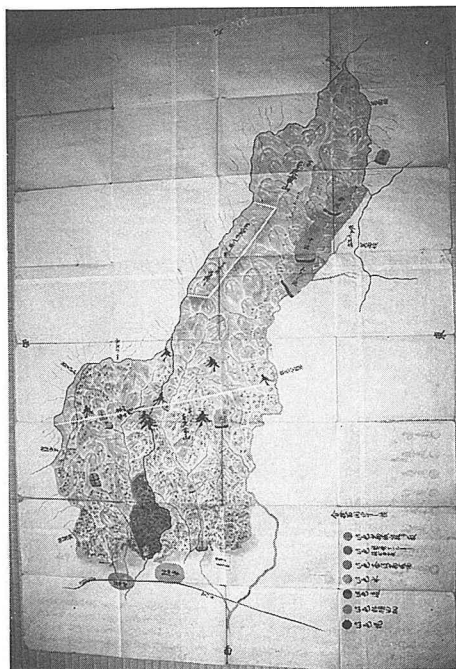


図10 明和三年摂津国豊嶋郡畑村御小物成場絵図、岸本家文書

注) 法量114.1×79.4cm (料紙4×1枚)

る。この時期、当地域では既に在地で測量図を作製していたが、宝暦図は見取図として作製したものであった。そのため、宝暦図における山の描写は絵的な地図として表現される傾向が強く、特に川や谷筋にそれは著しい。また、畑村の位置する南方の低地に視座を設定し、そこから北方に向かって俯瞰図的な視覚を用い本庄山を位置付けていることが認められ、その結果、手前に当たる山の南側斜面が連続して描かれることとなった^⑨。

対して宝暦図と同じ頃作られ明和三年に畑村へ手交された明和図(図10)は、「百間式寸」(三千分の一)の測量図として作製された絵図であつた^⑩。この絵図は、小物成所の巡見に絵師を帯同した小堀数馬代官御手代衆が、現地において調査を行つたうえ作製されたとする^⑪。明和図における本庄山の描写は、外周の形状が宝暦図に比べ実際の地形に近く、また、山内の谷や尾根筋の描写内容も平面図的な傾向が強いものとなっている。このように、明和図は周囲測量を実施して作製した図であることを示しており、そのため宝暦

図と異なる図法がみられるようになった。これらのことは、代官手代衆らによる現地見分が盤針術の測量を伴うものであったことを示している^⑫。

この明和図が天明図の作製に大きな影響を与え、特に前山南端付近の扱いは大坂町奉行所での審議を経て、明和図の参照を決定した。例えば、両図を比較すると相手方主張の境界筋が何れも同様の直線として描き、測量結果よりも明和図を参照したことを示している。

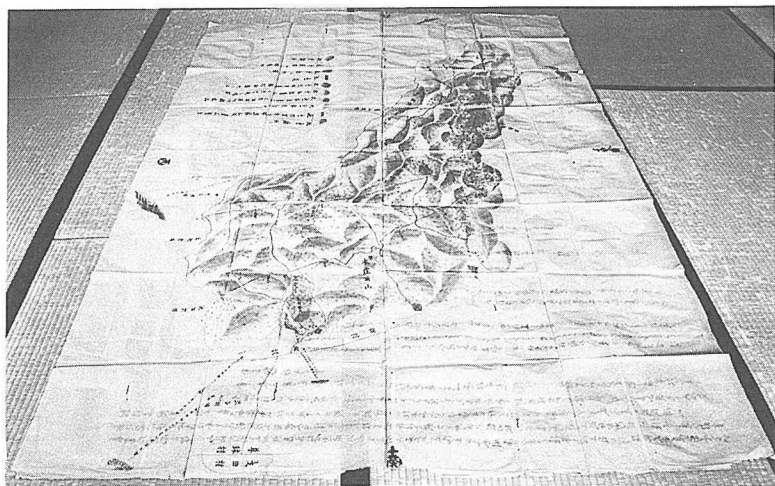


図11 寛政四年本庄山論和談済口絵図、西畑町内会管理文書
注) 法量225.5×161.5cm (料紙7×6枚)

この裁定を導く理由は明和図の確かさが共有されていたことにより、根拠の一つは技術的なものに由来していた。もちろん、この判断には麻田藩の政治的主張も強く作用したが、それも問題の区間は明和図の作製時に測量済みという技術的なものであった。それゆえ天明図の作製では既存の明和図の参照が可能とされ、方位を測らない区間が生じたことも理由の一つとして考えられる。天明期の測量内容について、区間毎の復元図が全体として統合されないことを先に指摘した。絵師は測量結果を基に作図する際、現地の見分内容や明和図を参照しながら、全体を考慮して各区間を組み立て、矛盾を修正しつつ絵図を描いたと想定される。そのため、この部分は絵師の技量に左右される作業となった。先述のように天明図は見取図的な描写傾向を示す測量図であり、また測量結果を厳密に復元したものでもなかった。その相違は部分的に作図者の違いによると考えられ、つまり絵師や絵図師ごとにみられる癖や、表現図法への知識と技術力の差によるものである。

和談時に作製した寛政図(図11)は、検使として派遣された代官手代らが「御分間御改」、すなわち測量を行い、扱人の大坂徳井町絵師大岡藤二が作図したものと考えられる。論所の測量は本庄山の周囲測量を基本に、山内の才田・尊鉢村利用地、両者の主

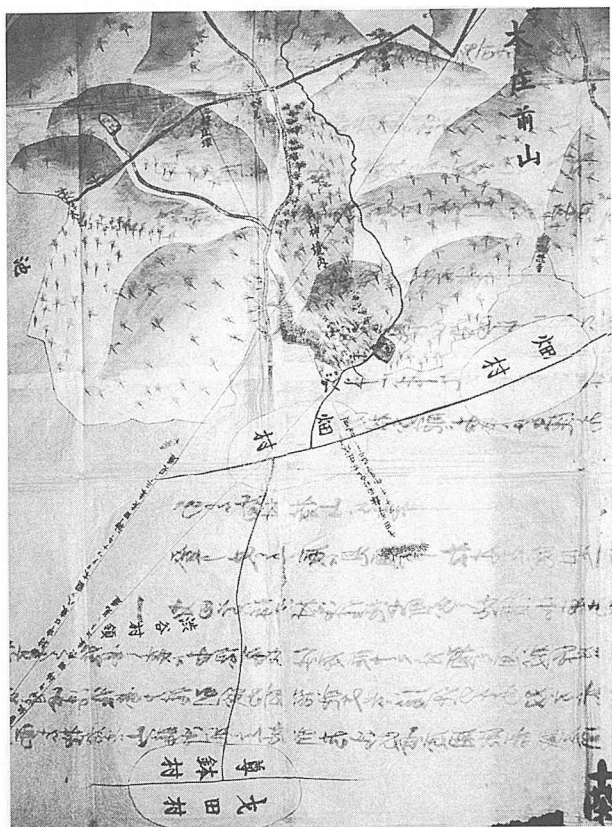


図12 寛政四年本庄山山論和談済口絵図より前山および繋の一部

注) 繋は相手方境界筋上の本庄塚より仏日寺までについて示す。
また、前山南端部の形状の複雑さが確認される。

張する境界筋と谷川筋、周辺の繋などを対象として盤針術による測量を実施した。このうち、周囲測量は「御分間杭」とした杭を設置し、本庄山南西部を基点として時計廻りに実施するものであった。寛政図は四種類の絵図の中で、本庄山や土地区画などの輪郭が最も正確な図であるが、山の描写は俯瞰図的な傾向を示し、その視座を測量区間のうち本庄山の周囲と四方に設定している。また、遠方の目当てとする繋を六ヶ所に設置し、かなり遠い位置にもそれは確認できる。この

ように寛政図は論山の周囲測量を実施するとともに、その位置付けとして四方に繋を設置する手段を採用し、天明図と相違する。各繋は本庄山周囲と前山裏山境界筋の測量杭から位置付けられ、二一番杭から申二分（二四六度）に六甲山（兵庫県神戸市）、六五番杭から戌一分（三〇三度）に大船山（同三田市）、百番杭から丑六分（四八度）に勝尾寺（大阪府箕面市）、相手方境界上から巳二分（二五六度）に仏日寺（同池田市）、二二八番杭から

未五分（二二五度）と訴訟方境界上から未三分（二二九度）に神田松（池田市）を設定した（図12）。繋の方位角度は一支の十等分単位で三度と天明図のものに等しい。このことから寛政図の作製において実施された方位測量は、天明図に同じく「小丸」と称する磁石方位盤を使用したと考えられる。これは距離を測るための道具についても同様であろう。このことは両図を比較した際、基本的に同程度の精度を有する測量道具を使用しながら、地図としての正確さに差が生じることを示し興味深い。ちなみに、天明期の測量結果より復元した相手方の主張する前山と裏山境界筋の形状は、寛政図の描写に類似する結果となった。天明図と寛政図や明和図の測量図としての正確さが違う原因は、測量道具や測量法のほか、測量内容の未熟さ、つまり測量担当者の技術力の差と絵師の技量差による部分もあったと考えられる。すなわち、村役人と代官手代という測量技術者の相違であり、また、都市とそれ以外に居住するという地図作製者の地域差に由来するものといえる。ただし、これら表現を巡る相違は、それぞれに意図して選択された図法とも判断でき結論は出せない。

① この場合、絵師の測量作業への関与の程度は、主体的もしくは従属的なものの何れかであったのか不明である。先述のように測量の参加者として日記に絵師の名は記されないが、その前後に絵師の参加を示す記述が確認される。このことは、日記の著者が絵師の測量作業への参加を前提として認識し、絵師の名を一々記さなかったとする理解も可能である。

② 地租改正など明治初期の土地改革事業では、原則的に区長や戸長などの村役が、現地の測量や地図作製作業を担当した。この時の測量作業は近世のものと変わらない技術や道具を用いており、近世との連続性を示している。木全敬蔵「地租改正地引絵図作成技術とその伝習について」（桑原公德編著『歴史地理学と地籍図』ナカニシヤ出版、一九九九）九一二頁。佐藤甚次郎「公図 読図の基礎」古今書院、一九九六、一五三―二二二頁。

③ 当事例以後、麻田藩領では遅くとも近世後期から算額の奉納が確認され、特に幕末の岩田清庸の存在により和算の隆盛した地域として知られるようになる。岩田清庸（七平）は麻田村の大庄屋で、福田金塘・理軒の門弟として活躍した人物であり、周辺地域の村方階級の数学的な教育水準の向上に寄与した。桑原秀夫・山田悦郎・岩田秀一編『美しい幾何図形シリーズ二八 浪速の算学者岩田七平清庸』、日本数学会近畿支部、一九七六、五三頁。一章⑥池田市史、五六三―五六七頁。

④ 千葉徳爾『愛知大学総合郷土研究所研究叢書Ⅱ 近世の山間村落』名著出版、一九八六、一七〇―一九九頁。木村東一郎『村図の歴史地理学』日本学術通信社、一九七八、七一―九一頁。

⑤ 平松義郎監修京都大学日本法史研究会編『近世法政史料集 第一巻』創文社、一九七三、三六六―三六七頁。布施弥平治編『百箇條調

書 第三卷」新生社、一九六六、一〇八三―一四一頁。三章①、四五―四六頁。

⑥ 一章②。

⑦ 延享五（一七四八）年版『改正増補難波丸綱目』や安永六（一七七七）年版『難波丸綱目』には、大阪天満樋上町居住の「町見分間絵図師」（弘絵師も）として中村和助を表記する。彼は大坂周辺の一八世紀中期の争論にて、立会絵図を作製する目的で村々に雇われたことが複数の事例で確認される。例えば摂津国川辺郡新田中野村（忍藩領）と昆陽村（同）との争論では、寛保元（一七四一）年に中村和助と多助が現地へ赴き、論所の事前調査（見及）や測量（丁間「見込」）に参加し、絵小屋で立会絵図の作製に取り掛かった。その測量は村々より数名づつ参加して行われ、絵師の関与を直接記さないものの、絵師の不在から測量作業の中断したことを記し、絵師の関わりも示している。人数的には双方の百姓の作業への参加は不可欠となるが、主導的役割を担った人物は不明である。大國正美「近世境界争論における絵図と絵師——地域社会の慣行秩序の展開にみる権力と民衆——」『朝尾直弘教授退官記念会編』『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版、一九九五、五七・六二―六三頁。野間光辰監修『校本難波丸綱目』中尾松泉堂書店、一九七七、一五五―一五六・一五〇一頁。箕面市史編集委員会編『箕面市史 史料編四』箕面市役所、一九七〇、四八頁。新田中野部落有文書『出入丁間覚日記』、寛保元年八月四日、伊丹市立博物館蔵。一章①深井、一〇九―一〇頁。

⑧ 一章⑤。

⑨ 今橋理子『江戸絵画と文学』東京大学出版会、一九九九、二〇九―二二九頁。木全敬蔵「江戸時代地図の山地表現法」『地図三二』、一九九四、一―六頁。

⑩ この縮尺値は、絵図表の色分凡例右に「分檢百間式寸之積」と記されるほか、裏書中にも「表書之百間式寸分檢絵図仕立扣絵図一通り村方二所持仕」との記載が認められる。

⑪ 日記には、八月十五日として「畑村々ハ宝曆年中小物成所御改二付、小堀数馬様御手代衆御見分之上御絵師被召連分見絵図相認差上候、則扣絵図村方所持有之候絵図二面何卒御札被下候様申上候」と記載されている。

⑫ この小物成地絵図は、他地域にも複数存在し、巡見先の村々で作製していたことが確認できる。京都代官所による宝曆期の巡見は、小物成地を対象とする周囲測量による統一的な地図作製事業として実施されたものであり、在地への技術的な影響も含め興味深い。箕面市役所『箕面市地域史料目録集一〇 中井家文書目録』同、一九八八、七五頁。箕面市役所総務部文書広報課『箕面市地域史料目録集一 箕面市有文所目録』同、一九八四、六〇頁。豊中市立岡町図書館編『内田村中川家文書目録』同、一九八一、八五頁、など。

⑬ 大岡藤二は大岡姓であることから、狩野派系統として大坂画壇で大きな位置を占めた大岡派一門の画人と推測されるが詳細は不明である。彼は岡本村（和泉国日根郡幕府領）と吉祥寺村（同国同郡岸和田藩領）との船岡山を巡る争論にも絵図師として名が確認され、享和二（一八〇二）年に立会絵図を作製した。この図は「百間巻尺」（一分一間）と六百分の一の測量図であり、主張の異なる論所に「かぶせ絵図」の手法を採用する。実施した測量は、盤針術による周囲測量で、方位や距離とも寛政図より細かい値を示し、直行する測点間のズレを示す「矢」も表記される。この事例については別稿で検討したい。泉佐野市史編集委員会編『新修泉佐野市史 第13巻 絵図地図編（解説）』泉佐野市、一九九九、一六〇―一六八頁。大阪市立美術館編

『近世大坂画壇』同朋舎出版、一九八三、一七五—一三〇・二七三—
二七四頁。山下潤『家所蔵文書『山論立会絵図野帳』、寛政十二（一

八〇〇）年四月、泉佐野市史編さん委員会蔵（複製）。同『山論地改
二付分間合帳』、文化三（一八〇六）年二月晦日、同。

七 おわりに

小物成地である本庄山の林野資源は、一八世紀後期にかけて、裏山の一部宛山化や林地面積の拡大、全体的な用途の増加など利用情勢が大きく変化し、改めて資源管理の体制を整える必要があった。このような過程の中、その資源利用を巡り争われた山野争論の訴訟において在地で作製した立会絵図が天明図である。その際、実施された測量は、第一に草地や林地として資源の供給地であった本庄山における利用区域の位置や広さの把握を目的とするものであった。このことは測量対象が、前山と裏山の境界筋をはじめ、草地や林地との区画やその位置付けに関連した区間など、両者の資源利用区域の増減に影響をおよぼす地であったことから知られる。当事例における地図測量は、山野争論で問題となった場所、つまり資源管理の観点から重要と認識されていた地域を選択し、その主題の必要に応じて複数の区間を設定し実施されるものであった。それは、立会絵図に描かれる樹木などの図像の選択についても同様の判断がなされている。

この測量作業は争う村々の村役人が十名程集まり、近隣の絵師も参加して行われたもので、主導者を特定できないものの、彼らが様々な問題に直面し、緊張関係を持続させながらも慎重に協議を重ね、そして計画的に進行させるものであった。このような地図測量の過程は、論所裁判を円滑に進行させる役割を果たしたと考えられる。つまり地図を作る行為自体が重要であったことを意味し、共同の測量作業がその意味を強化していた。その際、測量区間の設定と測量の有無や限定を巡って対立が度々生じたことから、領主の意向をうかがいつつ、その都度大坂町奉行所で審議を行っており、境界の確定作業とその図化を通じて、訴訟過程における測量行為の政治・社会的意味の大きさを示している。そしてこの理解は、幕藩制社会における地域支配の方向性を明示することになると考える。論所絵図を作製するために上記の協議や審議を経

て決定し、測量の実施が選択された場所は、主題の要求に応じるとともに論所外は測量しないことや天明図を参照するなど、必要と判断された区間に限られていた。それゆえ天明図の描写内容は、論所の測量を巡る審議や協議結果を大きく反映するものともなっている。

実施された測量は小丸と呼ばれる方位磁石盤や間縄などを使用し、測量地点間毎の方位と距離を測り進行するものであった。その際、一定範囲の境域的な絵図の作製にとり有効な測量法として当時採用されていた廻り検地法とは若干異なる方法を取っている^①。本庄山の位置付けのために順礼道筋を基軸として東西両境界筋の測量を行い、加えて境界や谷川筋、対象物を位置付ける必要から山内も測量し、凡そこの順に作業が進行した。それらの測量は真東西に実施した横縄のように、それぞれの測量区間を交差させることで、絵図の正確さを高める工夫としての役割も果たしていたことに注目したい。ただし、その測量技術の水準は、傾斜を考慮しないなど最低限必要な内容を保証するものと判断し選択されたものであった。と同時に、測量結果の不整合さや俯瞰図的傾向の強い地形描写など、幕府役人の代官手代や都市に居住する町絵師らが作製に関った明和図や寛政図に比べ、測量図としての完成度がやや低い側面を示しているのも事実である。

しかし、このような経緯で実施された測量や作図作業を村役人や町絵師が担っていたことは重要であり、在地社会における地図測量技術の一般化を示唆している。今後も慎重に検討を重ねる必要があるが、恐らく当事例で測量作業を主導したと想定される争論当事者の村役人らは、遅くとも一八世紀中期以降には地図測量に関する知識や技術を蓄積させていたといえる。そして、それらの技術を駆使するために磁石方位盤などの信頼できる測量道具を所持し、論所での測量作業を実践した。その一方で町絵師は、事前調査も含めた測量行為に参加するとともに作図作業を担当していた。一八世紀中期以降にみられた町見分間絵図師の登場や大岡派の絵師による分間絵図の作製は、町において様々な絵画を生業とする町絵師にとり測量図を作図する技術が、一分野として専門化され、そして修練される特殊技術となっていたことを示している。当事例における町絵師の役割は、時期的に一八世紀後期と若干遅れるものの、都市近郊とはいえ、都市以外の地

域に居住する絵師においても同様の状況にあったことを意味する。このように今回検討した事例は、日本近世における測量図の作製技術の実態について、その歴史的な展開の一端を示し、地図測量技術の農村社会への広がりを明らかにするものであった。特にそれは、畿内の村々に居住する村民や絵師による測量図の作製が、近世中期、恐らく享保期頃以降には技術的な問題を含みつつも体现可能な社会的状況にあったことを示し、測量行為とその図化の検討を通じて農民による土地経営の有り様をうかがわせるものとなった。

① 本庄山東に隣接する法恩寺松尾山（箕面市新稲地区北部）では

一八世紀中期に山論が発生し、立会絵図作製のために論山周囲の測量が行われた。その際、畑村役人は論所の手代検使に対し「新稲村と牧之庄六ヶ村山論ニ付右論山廻り検地と成畑村境之分私共立会境目筋相違無御座候」と「廻り検地」という言葉を用いて報告しており、この測量法を一八世紀中期頃には遅くとも認識する段階にあったことを示している。奥村家文書『差上ヶ申一札之事』、延享四（一七四七）年七月十八日。一章⑤。

② 地図作製に関わる町絵師について、個々の技術的な程度差を生む要因の一つは、先述したように地域性に由来するものと想定される。このことから、より地域差を強調するため、在郷町田に居住する職業画人を示す言葉として「在町絵師」と仮に表記し、都市的な意味での町絵師とする表現と区別した。同様の意味から、在地の地図作製技術

を理解するうえにおいて、在村の絵師については「村絵師」と表記すべきであると考えている。

【付記】

本稿の作成にあたり甲南大学久武哲也先生、大阪大学小林茂先生、九州大学中野等先生にご指導いただきました。また、資料の調査や閲覧にあたっては、池田市教育委員会生涯学習部社会教育課、池田市立歴史民俗資料館、泉佐野市教育委員会文化財保護課、伊丹市立博物館、豊中市総務部法制文書課、箕面市総務部行政管理課の皆様、ならびに資料所蔵者の方々に大変お世話になりました。末筆ながらここにお礼申し上げます。なお、本稿の一部は人文地理学会第六五回地理思想研究部会（二〇〇一年三月）において発表し、その概要については「人文地理」第五三巻第四号（二〇〇一、八五～八六頁）にて報告しました。

Indigenous Land Surveyor and Mapmaker in Early Modern Japan:
With Special Reference to the Cases of Boundary Disputes in Northern Osaka

by

NARUMI Kunitada

The purpose of this paper is to show the process and indigenous techniques of land surveys on mapmaking at the middle stage of the Tokugawa era. The main objects of study are the documents created for territorial claims in disputes over the village common in northern Osaka.

When this boundary dispute happened, the authorities ordered the villagers to make the map. First, the peasants would try to survey the land at issue. The compass they used had the capability of measuring angles to an accuracy of three degrees. Then, a professional painter would draw a map on basis of the data and his observations of the site. These cartographic devices were gradually adopted nationwide to meet the demands of territorial claims that had increased since around the eighteenth century.

Fundatio in the High Middle Ages:
From the Historical Writings of Twelfth-Century Affligem

by

AOTANI Hideki

In the Benedictine abbey of Affligem, two sorts of historical writing were composed in the middle of twelfth century, and historians have used them to clarify the actual history of the monastery during its early period. However, the reason why and how these sources were produced has hardly been considered. This study discusses the meaning of the historical production itself in twelfth century Affligem.

The historical writings of Affligem depicting the foundation and the early history of the institution are full of legends and record the many donations made to the monastery since its foundation. It should be noted that contemporary scholarship